

平成14年6月3日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	安孫子・也	助	役
渋谷勝吉	収入	大泉慎一	教育	委員長
奥山幸助	選管	武田浩	農業	委員会
兼子昭一	庶務	荒木恒	企画	調整課
秋場元	財政	宇野健雄	税務	課長
井上芳光	市民	石山修	生活	環境課
堀米伸一	土木	片桐久志	都市	計画課
鹿間康	水道	安達勝雄	農林	課長
兼子善男	商工	尾形清一	地域	振興課
安食正人	健康	小松仁一	会計	課長
浦山邦憲	水道	那須義行	病院	事務
大谷昭男	教育	芳賀友幸	管理	課長
芳賀彰	学校	斎藤健一	社会	教育課
			選挙	管理委員会
石山忠	社会	三瓶正博	事務	局長
			監査	委員長
安孫子雅美	監査	布施崇一	事務	局長
	農業			
真木憲一	事務			

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局	鈴木一徳	局長	補佐
月光龍弘	庶務	大沼秀彦	主査	任

平成14年6月第2回定例会

議事日程第2号

第2回定例会

平成14年6月3日(月)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成14年6月3日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	市町村合併について チェリークア・パーク	現在、県内の動きに対し市長の見解は 本市の現状と今後の取り組みについて	4番 石川忠義	市長
2	民活エリアの活性化対策について	最上川堤にライトアップ施設の設置について 保有している市有地の活用について		市長
3	白岩義民について	白岩義民のこころ、生き方を顕彰し、 全国義民サミット(寒河江大会)開催 について 白岩義民の研究資料の充実整備について	2番 松田孝	市長 教育委員長
4	歴史文化振興について	養老屋の資料展に拘わる具体的な提案と 利活用について (イ)各種団体の機関紙や資料をマイク ロソフト、CD-ROMにダウンロード し保存してはどうか (ロ)寄贈品(歴史的資料、書画民具) の保管と展示について (ハ)地域活性化対策に、ミニ資料館や 美術館の開館支援について		教育委員長
5	環境整備と保全につい て	新沼川(バイパス)の桜回廊について 生活用水路の通年通水について	13番 新宮征一	市長
6	農業振興について	農畜産物の安心、安全行政について 農業における産廃物対策と有効利用につ いて	11番 高橋勝文	市長
7	保健福祉行政について	国保税按分率の見直しについて 医療費委任払制度について 乳幼児医療費無料化の所得制限の撤廃に ついて 紙おむつ支給制度のあり方について	16番 佐藤暘子	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

なお、私より議事の進行についてお願いいたします。会議規則第 51 条の規定により、発言する際は挙手して議長と呼び、自己の議席番号を告げるようになっておりますので、御協力願います。

石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番、2 番について、4 番石川忠義議員。

〔4 番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また以下の質問を寄せてくれました市民を代表し、市長にお伺いいたしますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

まず、通告番号 1 番、市町村合併についてお伺いいたします。

このところ県内各地で市町村合併の論議や動向が具体化し、俄然動きが盛んになってまいりました。市町村合併推進の背景として、一つには地方分権の流れ、二つには行政の広域的対応等の必要性があります。今後本市はどのようになるのか、市民の関心は高まっているのですが、情報がなく無関心の体を脱せずにいるのが現状であります。

今まで同僚議員により、この問題について質問がなされました。私も平成 11 年 12 月定例議会において質問をいたしております。当時は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる改正市町村合併特例法と地方分権一括法が公布されて間もない時期であり、合併論議も余り緊急の課題でない時期でありました。市長も答弁の中で、将来的にはそうした方向はあるとしても、最も大切なことは住民の関心の高まりと、周辺自治体の盛り上がりが必要と申しておりました。私も同感であります。

しかし、合併特例法の期限が近づくに従って、県市町村合併支援本部においては、県市町村合併支援プランを決定したこともあり、各市町村の動きも活発になりました。また、県が一丸となった対策を示したことで、合併の動きに弾みがついたゆえんでもあります。

さて、最近の県内における市町村合併に関する主な動きについて、少し述べてみたいと思います。

東南村山地域においては、山形市、上山市、山辺町、中山町の 2 市 2 町において、議長、副議長から成る広域行政懇談会及び助役会議を設置、平成 12 年 2 月に開催された首長会議で、山辺町が 7 月に住民アンケートを実施、中山町では 11 月をめぐりにアンケートを企画、上山市でもより住民の声や考えを確認する意向を示し、結果次第では年内に合併を前提とした合併協議会を設置する方向で進んでおります。

最上地域は、事あるごとに用いられる最上は一つということでございますが、最上 8 市町村の合い言葉でもあります。各市町村長から成る最上市町村合併問題研究会が平成 13 年 12 月に設置、この組織を発展的に新たな組織にすることで合意しております。平成 14 年 5 月 27 日に最上市町村合併調査研究会を発足いたしました。新庄市庁舎内においても、平成 13 年 7 月に合併調査研究会を設立し、7 回ほどの会議を重ね、本年 5 月、市長に答申いたしております。

北村山、尾花沢、東根、天童につきましては、明確な方向性はこれからであり、暗中模索の感があります。東根市においては、昨年の 5 月から市報で 2 カ月に 1 回小特集を組み、6 回掲載、本年 4 月特集号を発行いたしました。また、5 月 10 日に 6,000 人の無作為によるアンケートを実施、5 月末日に締め切り、8 月に発表の段取りになっております。

置賜地域におきましては、合併特例法の期限を 3 年後に控え、具体的な動きを見せない行政、無関心な住民に問題提起をするため、御案内のとおり米沢 J C が中心となって米沢市、川西町を対象とする住民発議による合併協議会設置請求のため、署名活動を平成 14 年 3 月 29 日開始、4 月 29 日までの期間、有権者の 50 分の 1 の署名で合併協議会の設置を請求、米沢、川西両選挙管理委員会が確認の結果、有効を認めております。今後は合併特例法第 4 条に沿って粛々と進められ、6 月議会に提案される予定であり、重い課題を突きつけられております。これについて米沢 J C の吉沢理事長は、合併の是非を住民みずから考え、議会に真剣な議論をして

ほしかった、議論を尽くした上での判断をしてほしいと結論づけております。

西置賜地域においては、長井市とその周辺の3町の距離は遠いようではありますが、合併するしないにかかわらずきちんと議論することは避けて通れないと強調いたしており、庁内検討会及び課題研究会を発足させております。

最近急速に合併の議論が高まってきているのが庄内地域であります。庄内は一つか二つか、合併協議の枠組みで二転三転した庄内地域は、ここに来て急展開をいたしております。各市町村は住民向けの座談会開催をやっております。また、意向調査の実施が決まり、合併対策本部や議会特別委員会などを設ける自治体も出ております。2005年3月の合併特例法期限に向け、一斉に全力疾走の感があります。

以上、簡単に県内の動きを申し上げましたが、これらの動向を見て市長の御所見をお伺いいたします。

次に、本市についてお伺いいたします。西村山広域行政事務組合が、各市町の企画担当課長で構成される西村山広域行政圏市町村合併調査研究会を、平成13年11月22日設置いたしております。先般、同僚議員の質問に対し、平成14年度事業として研修会の実施を初め、岩手県において平成13年11月15日に大船渡市と三陸町が合併しておりますので、その視察及び基礎資料を踏まえた調査研究を行おうとしております。この調査研究発表はいつごろなのかお伺いいたします。

県においても、合併についてはあくまでも地域住民の合意形成が基本としながらも、ことしは合併論議の正念場の年と位置づけております。

本市におきましては、今後どのようにして市民に対し合併についての情報の提示、合併特例法の解説等合併に対する認識をいかに深めていただくのか、本市も合併後50年にならんとしておりますが、社会情勢は大きく変化いたしております。昭和の大合併があったからこそ現在の寒河江市の姿があるわけでありまして。今後20年、30年後の地域づくり、自治体の枠組みの再考及び国情を考えた場合、誤った選択を市民にさせてはいけません。何もせず推移するのは首長と議会の怠慢と言われております。産業構造や歴史的なつながり、少子高齢化の進展ぐあい、交通網、地方交付税額の算定特例、地方債の特例など、さまざまな要因を踏まえた検討が必要となります。議論もしないで合併問題から目をそらすのでは、悔い、禍根を残すことになるのではないのでしょうか。合併あるなしは別として目をそらさず、広く議論し合意形成を促していく必要があると思います。

そこで本市におきましては、現状の取り組みと今後庁舎内での議論及び将来の財政問題も視野に入れて、市民に対し合併に関する行政情報を提示しながら、広く市民の意見を聞き、今後の協議に反映しなければと思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、チェリークア・パーク民活エリアの活性化対策についてお伺いいたします。

第19回全国都市緑化やまがたフェアは、もうすぐ開会いたします。昨日は第53回全国植樹祭が天皇、皇后両陛下をお迎えし、金山町の遊学の森で開かれたことは、全国的な催しとして緑化フェアにも大きく弾みがつくと思います。会場の準備も順調に進んでおります。フラワーロード初め沿道のフラワーポットにも、小中学生初め市民のグラウンドワークによる植栽により、花で彩られました。先日のクリーン作戦には大勢の市民に参加していただき、まちも大変きれいになりました。私たち緑政会の1期生6人も生活環境課の指導のもと、高速道のガード下、側道、緑化フェア会場付近と現在まで3回、缶、瓶及び不法投棄の回収に当たってきました。その量の多さに驚きましたが、それは今後の課題として今後も定期的に継続し、本市の美化運動の一助になればと思っております。

先日、古くからおつき合いをしている観光エージェントの方が本市を訪れたとき、市内と緑化会場を案内した折、寒河江のさくらんぼもすばらしい魅力があるが、まちも生き生きしてすばらしいと言っておりました。また、会場と民活エリアの景観のすばらしさに感動しておりました。

さて、4月にチェリークア・パーク民活エリアに、シンフォニアネックスのホテルが竣工し、営業を開始いたしました。すばらしいロケーションの中で、すばらしい施設であります。評判の方は、一度行った方には

納得してもらえらる環境、景観でもあります。私はあのような美しい景観になるとは、実際にこの目で確認するまで思いも及びませんでした。窓から展望できる最上川の川面、蔵王連峰、田園風景はまさに一幅の屏風絵を見ているようであります。四季折々にすばらしいロケーションを楽しませてくれると思います。屋上からの眺めは 360 度の大パノラマで、訪れるお客さんには何よりのおもてなしと思われます。私も屋上から本市を見たとき、長岡山、慈恩寺の山王台から見る風景とは趣が違い、感嘆の声を上げました。また、四季の移り変わりにも違った風景の色が出てくるのを楽しみにしております。特に内陸地方では海のないところであり、特に母なる川最上川をウォーターフロントにしたロケーションは、私どもを初め訪れた人を感動させることは間違いないと、リピーターとしてまた訪れてくれることと思ひます。

このようにすばらしい立地条件に恵まれた場所ではありますが、日没になりますと周りが何も見えなくなり、まるで闇夜の世界になります。せつかく眼前に母なる川最上川があるのですから、夜間はライトアップをして四季の最上川を映し出してはいかがでしょうか。1 級河川の河川敷でありますから、相手のあることで大変とは思ひます。若い方にとつても一つの名所になると思ひますが、市長の御所見をお伺ひいたします。

次に、現在保有している市有地の活用についてお伺ひいたします。

現在民活エリアには、本市所有の土地があります。今回の緑化フェアでは、市有地はもとより民間の空き地をも借用して、約 3,000 台収容の駐車場に利用すると聞いております。市長初め担当者は近い将来完売すべく御奮闘いたしてあります。しかし、時節柄厳しいときでありますので、急がずじっくりと時間をかけた中で、確実な対処をしていただきたく御要望を申し上げておきます。さて、その間何か有効に活用できないものでしょうか。例えば本市にはさくらんぼの季節まで、特に 4 月、5 月の大型連休期間中、大きなイベントがございません。何かイベントをつくり、とにかくチェリークア・パークを売り出すことが最重要と思ひます。フリーマーケットを開いたときは、大変な好評と聞いてあります。最上川フェスタも回を重ねるたびに盛大になると思ひます。例えば新庄のかどやき大会、ことして 24 回を迎えたそうでございますが、10 日間で約 1 万人くらいの観光客が来るそうです。本市においても特産物を前面に売り込む企画、例えば寒河江牛を食べる会とか、野菜、果物、花卉等の農産物、ワイン、お酒等、地産地消の観点からも検討してはいかがでしょうか。

また、サーカスとか、動物園などを持ってくる。冬は公園内に歩くスキーのコースを設置し、利用拡大を図るとか、市民からのアンケートをいただいてイベントをやるのも一考と思ひます。とにかく通年をチェリークア・パークに人が集まってくれることを今行政が考えることであり、大事なことであります。そうすれば、施設建設の立ちおくれも少しずつ促進する試金石になると思ひます。

チェリークア・パークを本市観光のメッカにするには、全市民の英知を集結していかなければならないと思ひますが、市長の御所見をお伺ひして第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併について県内の動きについての所見ということでございますけれども、御指摘のように市町村合併特例法の適用期限までには3年と迫っております。県内でも御案内のとおり幾つかの地域において、合併をめぐる動きというものが加速をしてくれていることも事実でございます。また、一方、自治体の思惑や地域の実情、歴史的な背景などが複雑に絡み合っただけで、合併への取り組みについても温度差があることも事実でございます。最近の県内の状況といたしましては、全く御指摘のとおりかと思っております。

地方分権の推進、多様化高度化する広域的行政課題への対応、国、地方の財政状況への対応を踏まえ、市町村合併というものはもはや避けて通ることのできない課題であると思っておりますので、現在の県内の地域におきましては合併に向けた取り組みが具体的に進展するということであり、地域住民の盛り上がりと合併しようとする首長の考えが一致していると思っております。

当西村山地域でございますけれども、地域の住民間においても、合併に対する盛り上がりがいま一つであるとともに、首長間においても温度差があり、今申し上げた地域のように進んでいないのが現状であるわけでございます。しかし、今後は情報提供を行うなどして、合併に対する理解が深まるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、さらに周辺自治体の合併機運の高まりに期待し、盛り上がりのある町との合同で勉強会などの組織も考えていきたいものだと思っております。

それから、西村山広域行政圏市町村合併調査研究会の結果というようなことについてのお尋ねがございました。これは、西村山1市4町が個別に調査研究を行うより、共同で実施した方がお互いのデータも得られるのではないかなという観点から、昨年11月に同研究会を設置したところなわけでございます。この研究会において、現在合併のメリット、デメリットや将来像などを含めた調査研究、さらには住民アンケートのひな形の形成や研修会を実施することとしておるわけでございます。これらの調査結果は、年内にまとめる予定をこの研究会でやっておるわけでございます。

それらによりますと、いわゆる合併後のまちづくりのビジョン、方針というものをなるべく年内には、はっきりと示されるような道筋というようなものが見えてくればよいと思っておりますし、管内住民の動きにおきまして、具体的な枠組みを判断するところの情報というようなものを提供されればよいということもありますし、さらには首長と議会筋の温度を高めるということをも私は期待しておるところでございます。

それから、庁舎内での議論とか市民に対する情報提供のお尋ねでございますけれども、市民に対して積極的に情報というものを提供するとともに、来月7月あたりから市報で合併についての特集を組みたいと思っております。

さらに今申し上げました西村山広域の研究会における調査研究を踏まえながらも、本市独自に庁内の検討委員会というものを組織していきたいと考えております。さらに、市民においても広く合併を論議する契機となるように、市民を対象にしたところのシンポジウムというようなものも開催したいと思っております。職員についても研修会などを実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最上川の堤にライトアップというようなことの御質問でございます。最上川が眼下に見おろせるロケーションというものは、これはそうそこにあるわけではございませんでして、すばらしいあの地域だと思っておりますが、これはクア・パークの重要なセールスポイントになっておるわけでございます。最上川が24時間眺められるような条件整備というものにつきましては、前向きに検討を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

御案内のように現在民活エリア周辺の最上川の整備状況につきましても、左岸側は国土交通省から2カ所の船着き場と、それから平塩橋から最上川ふるさと総合公園のゲート広場に至るところの、延長1キロメートルの最上川プロムナードを整備していただいたところでございますけれども、右岸側につきましてもは未整備状態でございますので、それなりの対応が必要かなと思って、いろいろ関係筋とも協議したいと思っております。

そしてまた、民活エリアの最上川沿いには、ソメイヨシノを植栽しております。対岸につきましてもは、山形県が取り組んでおりますところの美しい山形最上川創生事業の最上川夢の桜街道プランに申し込みをしておるところでございます。この事業は、最上川沿いに整備されている河川管理道路や水辺プラザなどの親水施設を利用しながら、遊歩道を整備し、桜を植栽することにより、次世代に誇れる新たな街道づくりを進めていこうとするものでございます。

いずれにいたしましても、このすばらしいロケーションというものを有効に生かした手段というものを、国、県、関係機関などとともに考えていきたいと思っております。

それから、民活エリアの活性化対策のことでございます。まだ、御案内のように未分譲地があるわけですが、これは御指摘のように金融機関を取り巻く環境が非常に厳しく、事業者の誘致には至っていない状況でございますが、クア・パークの整備というのは市民の悲願でもございますし、広く県内外に働きかけを行い実現してまいりたいと思っております。

民活エリアの土地の活用につきましては、事業参画者を誘致することを目的としておりますが、これまでも最上川ふるさと総合公園では、フリーマーケットを開催いたし、県内外からの多くの出店者があり、多数の方が訪れ、恒例のイベントといたしましても定着しておる状況でございます。

また、最上川水辺プラザにおきましてもは、御指摘にもありましたが、最上川フェスタが開催されたところでございますし、テレビ、ラジオ、新聞等でも取り上げられるとともに、国、県の広報紙で広く全国に対してもPRされております。

事業者が誘致されるまでの間は、誘致の妨げとならない範囲内で、クア・パーク全体の知名度のアップにつながるようなイベントなどへの貸与を含めた活用については、その都度対応してまいりますし、今後ともそのように恵まれた広大な敷地を活用した各種イベントを誘致したり、民活エリアの魅力づけになるイベントを模索してまいりたいと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 前向きの答弁をいただきましてありがとうございました。

それでは、第 2 問に入らせていただきます。

まず、合併問題についてでございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたとおり、まだこの寒河江、西村山と思いますが、一つのパターンでございますけれども、その地域の中での盛り上がりがないということでございます。盛り上がりがないということでございますけれども、やはり将来どの地域と合併するしないは別としても、まず本市において、これは合併に関してのいろいろな情報、また財政面に対するいろいろな手だて、これはやはり法律上もう決まっているわけですから、その期限までにしなければ恩典は受けられないということもこれは事実でございます。

そういうことを踏まえまして、やはり広く市民にこういういいことがあるんですよとか、こういうデメリットもあるんですよというようなことを、やはり長い時間をかけて説明してもらわないと、市民の方一人一人新聞紙上とかそういう情報源しかございませんので、そういう合併特例法についてのいろいろな事柄を提供していただきたい。市長の答弁によりますと、7月の市報にそういう特集号をつくるということでございますので、市民の方もそれをもとにしていろいろな考え方を持っていただくというように思います。

また、そういうふうな情報提示をしていただきながら、地域におきまして住民との討論と申しますか、協議と申しますか、そういう場も近い将来つくっていただきたい。第 1 問でも申し上げましたとおり、やはり何もしないでただ経過を見守るということであってはならないというふうに思います。

また、いろいろな報道がなされておりますけれども、やはり合併の主体は地方分権に対しての自主性とか自立、今後いろいろな人口の問題等もございます。少子高齢化の問題もございます。そういう長期展望に立った中で地方の財政をどうするのか、それが非常に大きい問題になってくると思います。今まで国の地方財政対策は、地方自治体財政の保護ということございましたけれども、今後は立て直しというような方向に考え方が変わっていきます。そういう大きい転換期を迎えておるわけでございますから、その辺もやはり市民の方に篤と納得のいくような説明をしていただいて、市民の一層の御理解を得ながら進んでいってほしいというように思います。

また、いろいろデータの中で今後の人口の推移と申しますか、そういうものも出ておったわけですが、寒河江市の場合、平成 25 年には 4 万 2,500 人、平成 27 年には 4 万 2,000 人ぐらいということで、若干減っていくわけでございますが、河北町なんかを見ますとそういう推移の中で見ますと 14% ぐらい減る。西川町におきましては 25%、朝日町は 30%、大江町は 17% ぐらい減るというような試算が出ております。やはり人口の減少は、これはどうしても食い止められないというような中で、またこれと平行して少子高齢化の問題も当然ついていくわけでありまして、本市におきましては平成 7 年には 14 歳以下が 17.5% の割合を占めておりますけれども、27 年には 14% に減ってしまう。逆に 65 歳以上の方が平成 7 年には 20% なんですけれども、27 年には 26% になる。

4 町におきましても非常に高いレベルで、30% 以上の高齢化率が進んでまいるというようなことで、非常にこういう問題をやはり市民の皆さんに的確に協議の場で検討していただく、そういう総合的な判断から寒河江市は今後 20 年、30 年後にどういう地域づくりをしていったらよいのかということ、私は早急に検討に入るべきだと思いますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

また、クア・パークの活性化対策ということでございますけれども、先ほど第 1 問でも申し上げましたとおり、市長も申されておりますけれども、非常に最上川を基本としたすばらしいロケーションということは、だれしもが認めることございまして、今後あのチェリークア・パークが、そういう一つの民活エリアが営業を開始したということで、チェリークア・パークそのものを寒河江市の観光のメッカとして売り出すということ

が当然だと思います。

そのためにも最上川の周辺に、夜間も人が集まれるような、また今後できるであろういろいろな施設のお客さんに対しても楽しめるような、そういう環境を整えていただく。山形県内にもまずそういう場所はないと思うんですね。

隣の村山市の暮点温泉もちょうど最上川のわきにあるんですけども、全然そういう場所ではございません。最上川もはっきり見えないというようなところで、唯一寒河江のチェリークア・パークが最上川を本当に大々的にこれから売り出せる場所なのかなと思いますから、やはりそういうふうないろいろな人が一年を通して集まってくれるような、そういう場所なんですね。

高速道路にも面して、またハイウェーオアシスもある、やはりちょっとそこから出てきて民活エリアに入ってくるというような、せっかくつくった場所でございますから、どうぞそういうふうなライトアップ施設を、非常に大変な交渉になると思いますけれども、一つの生きる道として推進していただきたいと思います。

また、市有地の活用でございますが、基本は民活エリアを完売していただくということがこれは当然基本でございます。何も市の方で、またいろいろな使用をされる方もいると思いますけれども、それは目的ではないと思います。やはり近い将来のうちに、これらの民活エリアを完売していただくということが大条件の前提の中で、お話ししているわけでございます。その間何かイベント的なもの、やはりあそこに建ててくださったホテルシンフォニーアネックスにおいても、命をかけて経営者の方は建ててくださったと思います。

やはりこれは本人の企業努力ということが求められておるのは当然でございますけれども、やはり行政の面からも人が集まってくるような、そういうイベントをつくっていただきまして、これが寒河江市のクア・パークなんだというふうに、さくらんぼと同じように全国に発信していただくような、そういう施設に早く行政の方でも考えていただく。また、そういう活用のためにも、活性化委員会なるものをつくって、いろいろな意見をお聞きしながら対処するつもりはないのか。これもお尋ねして第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 当西村山管内におきまして、合併しなければならぬという気持ちは、これはみんな持っていると思っております、また梓組みにつきましても、県におきましてシミュレーションを出しておるわけでございますけれども、ああいう方向の梓組みかなというような気持ちはあると思っておりますが、非常にまだ温度が上がらないということが実態なのではないかなと思っております。

したがいまして、先ほど申し上げましたようないろいろなことを講じまして、首長、議会筋、そして住民の間に温度を上げていくというようなことを考えていかなければならぬだろうと思っております。

何にしましても、なぜ合併をしなければならぬのか、そういうことをはっきり示していくということ、そしてまた将来のビジョンというものを、先ほども申し上げましたけれども、はっきり示していくということが必要だろうと思っております、地方分権のあるいは地方の構造改革の中での受け皿ということをしっかり見つめていく必要があるかと思っております。そんなことの中でもっともっと住民におきまして、あるいは関係機関当局におきまして、熟度がずんずんと高まるようにしていかなければならぬと思っております。

それから、クア・パークでございますけれども、高速自動車道のメリットというものを存分に生かすということで、あそこにサービスエリアなり県の総合公園、あるいは民活エリアとも一体となったところのクア・パークと、ハイウェイオアシスというものを構成してきたわけでございます。

御案内のように、本当に最上川を控えておりまして、あの最上川を存分に生かすということも、これも私は必要だと思っております、これまでも取り組んできたところでございます。

さらにあの眺望、遠景というものは、これは何にもかえがたいところのものでございまして、それらを一体として生かすということは存分に必要なのでございまして、まさに広大なパノラマの中でのクア・パークというものを生かしていかなければならぬと思っております。

これから今取り組みつつあるところの仮称最上川緑地公園と、これら等の相乗効果というものも図って最上川を存分に生かし切っていくという考え方なわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひますし、御協力をちょうだいしたいと思っております。

それから、この民活エリアの利活用でございますが、未分譲地につきましては今申し上げましたように、民活事業としての企業を誘致することはもちろん努力の最中でございますけれども、それはそれといたしまして、あのクア・パーク全体の中で、やはり未分譲地のあるなしにかかわらず、イベントというものは組んでいかなければならぬと思っております、このイベントというものは必要かなと思っております。そうすることによりましてハイウェイオアシス、クア・パークというものが生きてくると思っております。

また、御指摘のようにイベント等につきましてはアイデア提供委員会といひますか、これらにつきましては十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 第 3 問目に入るわけですが、先日の山新の報道で 1 市 4 町の座談会ということが載っておったわけですが、その中で市町村の合併について首長さんの発言が載っておりました。それでちょっと注目をして私は見たんですけども、河北町長の矢作町長がいろいろな合併の枠組みがありますけれども、最終的には特例市の方向にあるということはあっても、今は寒河江、西村山が一つになることが望ましいのではないかというような談話もあったわけです。矢作町長もちょっと考えが変わったのかなというふうに思われたんですが、そういうことがありました。

また、合併については、自由民主党、公明党、保守党、民主党、自由党と、温度差はあっても推進の方向であります。私は合併推進論者ではありませんけれども、やはり時代を見据えた中で、市長が考えておりますように、合併に対しての情報提示を今後やっていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 3 番、4 番について、2 番松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党と市民が関心を寄せている歴史文化振興について、多くの市民を代表して以下市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号 3 番、白岩義民について伺います。

近年、生涯学習の中でまちづくり、まちおこしということが各地で盛んに行われています。このねらいとするところは、まち全体として、あるいは地域ぐるみで生涯学習に取り組み、基盤を形成し、地域の活性化を目指し、一人一人を大切にすることにあります。このようなまちづくりが行われるようになり、各地域において特性や伝統、偉人や史跡を生かし、地域振興を図るところがふえつつあります。

寒河江市でも重要文化財や天然記念物、無形民俗文化財などを観光資源として、イベントや祭りを積極的に支援を行ってきました。しかし、地域にはまだたくさんの歴史遺産や文化財にかかわるところの伝承行事などを継承している諸団体やグループがあります。これらの活動も含め、市は総力を挙げて地域に埋もれている歴史や文化遺産を系統的に発掘し、積極的に全国に発信、公開すべきだと思います。

先日、26 日に白岩義民 364 年祭が地元の誓願寺と白岩義民顕彰会の合同でとり行われました。内容は、義民 364 年忌法要と第 14 回義民講演会が行われる予定でしたが、講師の方の体調不良により講演が中止になりました。講師予定者は、白岩生まれで山形市在住の郷土史家渡辺為夫氏で、演題は「白岩一揆と保科正之」、寛永 15 年の騒動のてんまつについて講演を予定していました。

同氏のこれまでの数回の講演によれば、江戸時代を通じて県内で発生した百姓一揆は、およそ 200 件とされています。その中でも寛永年間の白岩一揆は数年に及ぶ激しい一揆であり、特に多くの犠牲者を出した大変悲惨な一揆と語り継がれています。この一揆の犠牲者は 30 数名で、現在の山形市長町の広川原ではりつけ、寛永 15 年 7 月 21 日であったと記載されています。その後白岩の誓願寺に義民 38 名の墓碑銘が建立されたが、時期不明のまま白岩義民の墓と呼ばれるようになったということでもあります。昭和 47 年 12 月には寒河江市の史跡に指定されました。

昭和 7 年の義民 300 回遠忌を機に、白岩義民祭が復活し、その後平成 6 年から毎年法要と義民講演会が行われてきました。さらに、白岩義民祭を継承していく目的で、誓願寺檀信徒を中心に公募を行い、白岩義民顕彰会が平成 12 年に組織化され、現在顕彰会が実行委員会として白岩義民祭を開催しています。同様に、全国各地で義民を顕彰する会が組織され、義民研究や義民祭、法要などの事業を行っています。また、全国組織で前筑波大学教授の横山一四男氏の呼びかけで、全国義民顕彰連絡協議会を平成 9 年に組織し、全国でサミットを立ち上げております。

全国義民サミットの目的は、全国レベルで百姓一揆の犠牲者である義民の顕彰と、義民研究、また観光、商業の活性化を図るとしてしています。これまでの開催地は、第 1 回目が長野県青木村で、続いて愛媛県の日吉村、岡山県湯河原町、群馬県月夜野町と引き継がれ、去年は千葉県成田市で開催されました。

その趣旨は、江戸時代の封建制度という閉鎖した社会経済の中で、犠牲的精神のもとおのれの死を覚悟し、正義を正して地域住民の生活を守り、地域社会の発展に大きな貢献をした義民、その偉業をたたえるとともに、昨今忘れかけている義民の心、生き方を顕彰し、義民の精神を通じ、観光、商業の活性化を図ることを目的に、地元の義民顕彰会と行政が実行委員会を組織して開催が行われてきました。

ぜひ全国義民サミット寒河江大会開催に向けて、ことし 11 月に開催予定地の長野県安曇野郡三郷村へ職員

を派遣し、調査をすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。次に、白岩義民の研究資料の充実について伺います。白岩一揆については、寒河江市史初め各種歴史的資料や小説などさまざまな文献に登場し、その内容は九州の島原の乱に次ぐ悲惨な一揆として語り継がれています。

全国で1630年代の武装蜂起形態の一揆は、島原、天草一揆と白岩一揆の3件のみとされています。しかし、歴史研究者からは白岩一揆に関する資料が地元やその周辺に保存されておらず、詳細な事実が見えないということでもあります。寒河江市史を見ても、他の調査資料から引用されているのが現実であります。歴史的な資料収集や保存は、次の世代の人々を念頭に置いた活動の記録であります。全国義民サミット開催を目標に、全国に流出していると思われる白岩一揆関係資料を全国に発信して、情報収集を実施すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号4番、歴史文化振興策について伺います。

各種団体の機関紙や資料をマイクロソフト、CD-ROMにダウンロードし、保存してはどうかについて伺います。

コンピューターの普及に伴って、さまざまな面で情報化が進展し、高度情報化社会が到来したことから、大量の情報を蓄積し処理を行い提供する情報機関として、図書館が情報化の時代に最も適合した存在であると思います。

生涯学習社会にあって、市民の学習ニーズがますます多様化高度化しており、図書館への期待は高まる一方であります。現在市立図書館では一般図書から郷土史資料の収集や、商業新聞、週刊誌や月刊誌の提供など、寒河江市立図書館資料選定要領に従って、図書資料を収集することになっています。

ところで、近年の諸団体活動の中で広報紙や便りを定期的に発行したり、記念誌を発行している団体が増加しています。これらの発行誌の内容は、主に活動記録であります。こうした各種団体の活動記録を図書館で計画的に保存を行い、後世に伝達する機関として情報を収集すべきと考えます。

しかし、年々図書資料の増加により、閉架室の書架不足が深刻になってきている状況と伺っております。このことから図書館が所蔵している、永久保存している読売新聞を初め、広報紙や便りなどの保存についてはマイクロソフト、CD-ROMなどの先端技術を使って保存を進めるべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、寄贈品の保管と展示について伺います。5月14日から市立図書館で、郷土史資料展「南町養老屋の足あと」が開催されました。無名の商人から身代を築き、養老屋を興し、200数年間6代にわたる繁栄が続いた養老屋の歴史的資料が、養老屋の佐藤家から今回寒河江市に200点を超す資料が寄贈されました。

今回の資料は寄贈品の半分の展示とのことですが、今後この貴重な資料の利活用については、市史の近現代編などの記録資料や商家の研究資料として、また企画展示用として代表的な資料になると思います。

今回の寄贈品については、基本的には永久保存が原則であります。しかし、今回のように研究資料や教育的資料、また美術的な資料などの多種にわたる貴重な文化遺産の寄贈を受けても、現在の寒河江市では歴史資料や美術品などの保存施設や展示施設が絶対的に不足しています。保管管理や展示、また後世に保存、伝達をどのように考えているのか、教育委員長に見解を伺います。次に、地域活性化対策にミニ資料館や美術館の開館の支援について伺います。

空洞化が深刻化している中心商店街に、にぎわいを取り戻そうと、空きビルや空き店舗を活用して、サロンやギャラリーなどの交流拠点を設置し、商店街の活性化を図ろうと、県や市の支援を受け全国的にさまざまな事業が行われております。

商店街と同じように、白岩地区では旧国道112号線の両側に、個人所有の旧住宅や土蔵などの空き住宅がふえつつあります。これらの土蔵や建物の所有者は、ほとんどが他市町村に住んでいる方で、物置などのほかにはその利用目的もなく放置状態です。

江戸中期以降、出羽三山につながる道として、また宿場町として栄えた旧白岩町には、史跡や歴史文化遺産が数多く残っています。白岩地区では空き住宅や土蔵を借り受け、これらの自然及び文化遺産を地元で保存、育成し、展示を通して生涯学習の拠点として、また学校教育と連携を図ることによって、直接体験などの交流施設として、地区にミニ資料館と美術館を兼ね備えた施設を望む声が出ております。

こうした拠点施設の開館に、教育委員会として支援対策を検討すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。 以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず白岩義民のことですが、御指摘のように白岩一揆につきましては、寒河江市の歴史の中でも重大な出来事であったということに受けとめておるわけでございます。

御案内のように、寛永 10 年と寛永 15 年の 2 回、白岩領 8,000 石の領主酒井長門守忠重の圧政に苦しんだ白岩郷の農民が、領主の失政を 23 カ条の目安にしたため、幕府に訴えた事件であるわけでございます。特に寛永 15 年には首謀者が処刑され、その処刑者たちが義民と称されております。この歴史的な概略は既に寒河江市史近世編の一節に記述されております。

御案内のように、江戸時代には農民が領主の悪政を幕府に訴えるということは違法とされ、訴え出た多くの者は死罪の処罰を受けております。全国各地にある義民伝承は、一揆における処刑者を後世に語り伝え、供養して霊をなくさめる内容を持つものであり、各地でそれぞれにゆかりの人や生き方を顕彰する方々が、慰霊祭やあるいは義民祭を行っているものでございます。そのような意味からも、白岩一揆というものは忘れ去られてはならない歴史的な事実だろうと思っております。

市といたしましても、白岩一揆のあかしであるところの誓願寺の白岩義民の墓を、御案内のように昭和 47 年 12 月に歴史的事実を後世に伝承するため、市の史跡に指定したところでございます。そして、昭和 61 年にはふるさと歴史 100 選の中に選定いたしまして、標石を建てております。さらに平成 3 年に発刊しましたところの「寒河江市の文化財」にも収録し、周知を図っているところでございます。

地元白岩の方々も白岩義民顕彰会というものを組織され、義民の心を忘れないように語り継いでおることも私も承知しておりますし、私も 350 年忌あるいは 360 年忌にも招かれて行っているところでございます。これからも白岩義民伝承を、白岩郷 18 カ村にまたがるゆかりの方々や地元の人たちが、継続的に伝承し顕彰していくということは大切なことだと思っております。しかし、地元白岩顕彰会の方々が、全国各地で義民を顕彰する会で組織する、お話がございました全国義民顕彰連絡協議会と、どのようにかわりをつながりを持っていかれるのかというものを、見据えていくことも必要だろうと思っております。

そのようなことから、今年度開催の三郷村での全国義民サミットへの視察ということまでは考えておらないところでございますし、また、当市での義民サミットの開催についても誘致というものは考えておらないところでございます。 以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 白岩義民サミット開催に関連して、白岩義民の研究資料の充実、整備についての御質問にお答えします。

白岩一揆の調査研究につきましては、地元白岩の高橋文山氏や、白岩出身の渡辺為夫氏などの長年にわたる研究によって、多くのことが解明されてきております。それでもなお、白岩一揆に係る資料が地元やその周辺にも保存されていないということで、詳細な事実が見えないところもあるのが現状でございます。

白岩一揆に関する資料としては、白岩目安があります。寒河江市史の中で白岩一揆に関する記述は、白岩目安の研究を基礎に執筆されたものであります。白岩目安は、領主の悪政の数々を箇条書きにしたための幕府への訴状であります。新潟大学の八鍬氏の研究論文リストによれば、現在 30 以上の白岩目安の写しが残存し、山形県内のみならず、北は岩手県北上市から南は福島県いわき市に流布していることが確認されております。これらの目安は、庶民向けの教科書として書き写されたものではないかと推定されるものであります。

一揆の首謀者は処刑され、その家族も刑罰に処されたものと思われまので、白岩一揆に直接関係する資料が乏しいことは事実であります。今後とも引き続き関係資料の収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、歴史文化振興について。

まず、各種団体の機関紙や資料をマイクロソフト、CD-ROM にダウンロードして保存してはどうかとの質問についてお答えいたします。

新聞のマイクロフィルム化につきましては、県立図書館などで一部実施されているものもありますが、広範囲な活用にまでは至っていないのが現状であります。さて、本市におきましては、昭和 63 年に実施した慈恩寺文書調査時に、他に先駆け文書のマイクロフィルム 106 巻を作成し、歴史資料として図書館に大切に保存しており、寒河江市史編さん時に有効に活用しております。御質問の各種団体の機関紙や広報誌、資料などのマイクロフィルム、CD-ROM による保存については、機器の普及とめざましい発展により、パソコンとスキャナー等の活用で、CD-ROM などに保存することは可能になってきております。

しかし、現状としては、フロッピーディスク、マイクロフィルム、CD-ROM、MO ディスクなど、多種多様な機能を持つ保存媒体や機器が数多くあり、戸惑うような状況にあります。したがって、その中で最も有効的に機能する機器はどれかを十分精査するとともに、図書館としての機能を十分考慮し、どれが重要で保存すべき資料なのかを選別しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、歴史資料や美術品などの保存管理や展示、また後世に保存伝達をどのように考えているのかについての御質問にお答えします。

一般市民の所蔵する歴史資料や文化財は、所蔵する家の歴史や住んでいた人々と密接に関係を持っており、その家で大切に保存され、伝承されることが望ましいものと考えております。市の指定文化財が市外に散逸する前に、市が譲渡を受けることもございます。また、一般的な資料でも、所有者の好意や何らかの事情で市が寄託や寄贈、あるいは譲渡をいただいているものもございます。その場合、寄贈される資料の中から歴史的遺産として保存していくべきかどうか、価値判断をさせていただいているところです。価値判断に当たっては、文化財保護委員あるいは市史編さん委員の御意見をいただくこともございます。

このたび郷土資料展として展示しました養老屋の資料につきましても、資料のすべてが市に寄贈されたものではなく、一部は佐藤家から借用しているものであります。言うまでもなく、歴史は確かな資料の裏づけがあって明らかにすることができるものであります。また、美術品なども市の文化遺産として貴重なものでありますので、市民の方からの調査依頼や情報提供に基づき、市史編さん専門員を中心に、市内に所蔵する古文書な

どの歴史や文化資料の発掘に努めているところです。

このたびも幸生小学校創立 100 周年の折に、学校に収集した民具や歴史資料などが、地区の郷蔵に収納されております。今後、分類、整理した上で、一部は学校の教材として、また全市的に貴重と思われるものは、市の郷土館資料として保存や展示を図ってまいりたいと考えております。同じように、市民の方々からの情報で六供町の水口屋の資料についても、整理と資料リストの記録に努めたり、寄贈いただいて保存を図ったりしております。

これまで収集したものや、寄贈を受けた古文書や書画などの歴史資料や美術品は、図書館の展示ホールや郷土館を活用して展示し、広く市民に公開しております。今後とも大切な文化財や歴史資料などにつきましては、折に触れ調査収集に努め、保存と活用の両面から対応を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、地域活性化対策に、ミニ資料館や美術館の開館支援についての御質問にお答えします。

それぞれの地域に残る史跡や歴史文化遺産は、地域に生きた先人たちの大切な活動の足跡であり、今に生きる人々にとってその地域を特色づける大切な資料であると考えています。これが地域に暮らす人々の誇りや潤い、安らぎを与えてくれるものであります。

文化遺産は地元で保存活用し、地域づくりを進めるために、柴橋地区では、地区の方々为主体的・積極的に熊野ラインを進める会を組織し、幾つかの名所旧跡の環境を整備し、保存に努めるとともに、歴史的な由来を記した案内板を設置するなど、取り組んでくださいました。

また、町並みや古い建造物も大切な文化遺産であります。市としても、旧家や土蔵など歴史的建造物としての価値、周辺の景観との調和、さらには美術館を兼ねる要素などを考慮に入れた資料館のありようを模索しているところであります。

御質問の白岩地区のミニ資料館や美術館の開館計画についてでございますが、所有者や地域の方々がどのように取り組もうとなさっているのか、また具体的な計画内容などを十分お聞きした上で、地域の文化の伝承と地域の活性化につながる取り組みとして大切に見守り、対応してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 51 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員。

松田 孝議員 御答弁ありがとうございました。

今この白岩義民についていろいろ地元でも話題になっておりまして、これを取り上げる前にもいろいろ地元の方とお話しした内容もあります。

当局は視察に関しては今のところ考えていないという話でしたけれども、地元でやはりこういう機運が若手を中心として誓願寺で顕彰会をつくってやっておりますけれども、そういう機運が一つのきっかけではないかなという感じがします。ですから、こういうものを全国にもっともっと発信すれば、いい地域の活性化につながっていくのではないかと、地元の方も申しております。

ですけれども、なかなかこういう全国組織というのは、単なる地元だけではちょっと不可能であります。ですから、行政が何らかのことをやってくれば、私たちも前向きに検討していくということで話をしております。ですから、こういうのを地元でやる意思がはっきりすれば、市長は考え方を変えて義民サミットに向けて考えを前向きに検討していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

天童市なども、織田信長の全国サミットをことし 6 月に手がけようとしております。これなども全国 19 市町村で実施、町村単位に実施しているんですけれども、これは 6 月 27 日から 28 日に、全国 19 市町村が加盟している全国サミットを、これは天童市で開催するのは第 2 回目だそうです。これは観光振興をテーマにした取り組みということで、ことし実施される予定になっております。

今こうした全国サミット、あるいはシンポジウムとか、そういうまちおこしが各市町村で歴史的な文化遺産を掘り起こすとともに、関係団体が一生懸命になってこういうふうに取り組んでいる状況があります。ですから、寒河江市でもやはりこうした……私も情報のある程度提供したつもりなんですけれども、この問題を取り上げるために。ですから、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、教育委員長にお伺いしますけれども、白岩義民についていろいろ資料不足が今問題になってきておりまして、新たな掘り起こしがやはり必要ではないかと私なりに思います。

先日でしたか、山辺町の安達峯一郎さんですか、この方が志を立てるために目の前の山の杉を見て志を立てたということで、その後何年か過ぎて山辺町に帰ってきたら、その杉がなくなっていたとか、これが落雷によって倒れたということで大変残念がっていた経過なども聞いています。そして、これも安達資料館に今回その杉の材料が寄贈されるということで、90 年ぶりにこうした話題が出てきています。

ですから、何らかの形でこういういろいろ問題提起、資料提起というか、テーマごとにいろいろ情報を発信してくれということを出せば、さまざまな資料が地元、あるいは各市町村からも出てくるのではないかと私は思っているんです。だから、こうした一つのテーマを持って、全国に今インターネットとかいろいろやっていますけれども、そういうのにも発信してやれば、この義民に関してのものがいろいろ収集できるのではないかと私は考えておりますけれども、この辺教育委員長はどう考えているのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと図書館に今保存されています機関紙や便りなどは、定期的に各団体で発行しておりますけれども、図書館の資料として定期的に保存されているということがないんですね。たまたま各団体が図書館に持ってくればそれを保存する、そういう形をとっているんだということで、図書館の方にお伺いしました。

ですけれども、こういうのももう少しやはり活動の記録でありますから、どこかで保存をしなくてはならないのではないかなと思うんですけれども、前の話を聞きますと、寒河江の市報なんか、これまで昭和 29 年の合併後発行された資料が完全に保存されていなかったということで大変問題になって、一市民から提供してもらってその保存に努めたという話も出ています。

ですから、こういうのもきちっとどこかで判断して、やはり保存する方法を考えていかないと、なかなか保存に難しい面があるのではないかと。私はこういう資料は、本来ならば社会教育の歴史の関係部署できちっと保存を考えるべきだと思いますけれども、今寒河江市できちっとしたそういう方向性が出ていなくて、とりあえず図書館なら図書館できちっとこういう資料を保存すべきだと私は思います。

ですから、先ほども教育委員長は、いろいろな機種の問題から多種で選定が非常に難しいと言っておりましたけれども、これもやはり何かきっかけをつくってやらないと、機械がいっぱいあって何もできないということでは、先細りするのでは、この辺もやはり選定基準をきちんと立てて前向きに検討する方向でいかないと、こういうものは保存できないのではないかと思います。

これは河北町の例ですけれども、IT推進事業で河北町が平成12年度にCD-ROMに取り入れてやったという話を聞いております。これは内容的には河北町の町史ですけれども、58集をCD-ROMに入れて、各市町村にもこれを配付しているんですね。寒河江市にも図書館にありました。ですから、これを映す機械が、寒河江の一般の市民が無料で見られるような設備もないんですね。でもコンパクトにまとまって棚に簡単に入れておくので、場所もとらないし、今寒河江市の状況を見ていますと、閉架室が非常に満杯で、来年度あたりから書架の棚を要求しているようですけれども、やはり新しいこういう機種を使えば、そういう保存のためのスペースも減少してくるのではないかと私は考えております。ですから、機種を選定もいろいろありますけれども、前向きにこれはぜひ検討していただきたいと思います。

そのほかにも市史編さんでもいろいろ今資料調査などもやっておりますけれども、非常に時間がかかり過ぎて、その調査が終わらないと資料集が発行できないような状況になってますね。ですから、こういうのももう少しこういうマイクロソフトとかCD-ROMに取り入れて、別の段階で広く調査するというか、市史編さん委員ばかりでなくていろいろな方たちが見て、資料調査ができる可能性があるのではないかと私は思っています。

専門的なことは私も余りよくわかりませんが、そういうのも入れて調査すれば、もう少し短時間で調査も可能ではないかと私は思っています。ですから、これも前向きにもう少し、どれを選択するかというのは非常に難しいかもしれませんが、一応方向性をきちんとして対策を検討すべきだと思いますので、その辺についてももう少し具体的なものがあったらお話をさせていただきたいと思います。

あと今回の養老屋からいろいろな200数点の資料が寒河江市に寄贈されて、一部は寄贈ではないという話もありましたけれども、この保存体制について具体的にどうするのか、私も直接話を聞いたんですけど、それが全然説明がなかったように思います。これは今寒河江市でこういう保管場所というのはきちんとあるかどうか。

この前私も9月議会でこの問題を取り上げましたけれども、旧児童センターを改装して、何とかそういう保管と展示の方向を出したらどうかということで質問をしたんですけど、検討課題ということであったんですけど、これらの施設をせっかく今回この200数点の物が寄贈されたんですから、この機会にぜひそういう方向性を出して、展示場所と保管場所をきちんと整備する目標を立てるべきではないかと思いますけれども、この辺について、考え方について再度お伺いしたいと思います。

私も天童市あたりの資料館に行ってきましたけれども、あそこも寒河江と同じように県の指定文化財になっております。それで中を見学しますと、寒河江と非常にアンバランスな関係にあります。天童市は全部窓を閉鎖して、光を遮断して、照明でいろいろなものを展示して、あと保存をきちんとしていく。あと物の展示の内容などもきちんと整理されておりますし、寒河江市の場合そうした取り組みが非常に薄いというか、資料館を見ますと直射日光は当たるし、保存のための資料、展示室のための資料館ではないような感じがします。ですから、もう少しこういうのもいろいろな施設を見て、やはり研究する必要があるのではないかなと思うんですけど、この比較というかそういうのも研究なさっているのかどうか、伺いたいと思います。

寒河江市でもいろいろな民俗品とかいろいろ収集している、さっき教育委員長も話していましたが、幸生の民俗資料を 100 周年記念に集めたという話を聞いてますけれども、これもほとんど倉庫にしまいっ放しで、郷蔵というのがあるんですけども、そこに保存されているようだということで、地元でももう関心がないような状況になっております。そして、白岩小学校も同じように 100 周年記念事業でこういうのを収集しましたけれども、今は学校の体育館の中に保管されていますけれども、もうほとんど物置に保管されている状況で、子供の目にも触れない状況になっております。

ですから、教育委員会としてこうしたものを、もう少し活用するような方向を持つべきではないかと思うんですけども、せっかく保存されても全くここ数年間活用されていないというか、白岩の場合は 20 数年間倉庫に眠りっ放しというか、そういう状況であります。ですから、これも白岩あたりは、学校建設前に保存されていたんですけども、それがあちこちに流動して多少物がなくなっているような状況もあります。だから、こういうものもきちんとリスト化して何かの教育の中で使っていく方向性を、教育委員会として出していくべきではないかと思えますけれども、この辺の考え方についてももう少しお聞かせいただきたいと思えます。

地域活性化についての資料館や美術館の設置でありますけれども、これもいろいろ地元ではいろいろな話が出ておまして、何とか地域おこしをしようということで考えている方が多く出てきております。そして、さっき言った白岩小学校の民俗的な資料なんか飾るスペースが欲しいとか、いろいろ振興会あたりでも検討されております。ですから、こういう空き住宅、土蔵なんかを利用すれば、非常に歴史のあるまちとして心に残るのではないかと私は思っておりますので、こういうものをもう少し積極的にいろいろな形でやってもらえば、大変前向きに進んでいくのではないかと思っております。

こうした歴史的な遺産というものが保存されたというのは、結局、日本古来の土蔵があったから今保存されているのであって、今の文化住宅では非常に保存が難しくなっております。そのためにどんどん今、各家では廃棄している方が非常に多くなってきております。こういうのをやはり一つ一つだれかが保存していかないと、なかなかそういう歴史的なものがなくなっていく状況と思っております。

ですから、こういうものも白岩ばかりでなく、全市でこういう取り組みをなさるべきだと思っております。柴橋地区でもいろいろ熊野神社を中心に歴史的なものを掘り起こそうとしておりますけれども、やはりこういうものをきちんと寒河江市が、せっかく歴史的なものに関心を持っている方のためにも、もっともっと幅を広げて保存や資料館を展示していくべきだと思っております。

高畠町の中央商店街でミニ資料館を 18 軒ぐらい地元の方がつくって、それを展示して、非常にまちおこしとして積極的に取り組んでいるまちでありまして、これを見ますと 1 年間の視察とか観光に訪れる人、見に来る人が年間 5,000 人だそうです。だから、非常にきちとした資料館でなく、町並みにちょこちょこ配置してやっている状況で、全国的に有名になってきております。最初は 2 軒か 3 軒くらいでやっていたんですけども、それが今では 18 軒になったそうです。

だから、そういう何かの機会に支援をしてもらえば、いろいろ調査してもらったり、この資料はどういうものだったとか、そういう資料的な調査も教育委員会としてしてもらえば、地元でも活性化に向けてそういう動きが、具体的に出てくるのではないかと私も思っておりますので、教育委員会の考えをこの辺についてどう考えているのか、もう少し前向きに検討して、地元であればということであったんですけども、この辺についてもう一度詳しくお伺いしたいと思えます。

以上で第 2 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 問でも答弁申し上げましたけれども、この前私も年忌あたりの慰霊祭にお招きをいただいたときにも、白岩の目安というものがどういうものか見せていただきたいものだとか、あるいは全国にどういふのがあって、どういう事例なのかということもお尋ねした経緯がございます。そしてまた、全国的なつながりというものがどうなっているのかなというような話もしたように記憶しております。

しかし、その後全然お互い連絡もないままここに来ておるわけでございますが、そんなことで地元の顕彰会と全国とのつながりなどはどうなっているのか、あるいはこの全国の協議会のあり方、あるいはどういうことをやっているのかというようなことを、もっともっと勉強させていただきまして、そして先ほど質問ありましたことにつきましては検討させていただきたいということでございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 最初の白岩一揆についての資料、いろいろな山辺町の安達峯一郎さんのように、ああいうふうにしちんとした発信をすればいろいろなところが集まるのではないかというふうなお話がありましたが、そういうふうなことも含めて、やはり非常に重要なものですので、これから集めるように努力してまいりたいというふうを考えております。

それから、蔵やなんかを利用した美術館とか、資料の収集というふうなことです。各地方で、例えば長井あたりでもやませ蔵など民間でやっているのがあります。それから、今言った高畠の方でもあるというふうなことですが、やはりどこの場所にあるかとか、今の蔵の状態がどういうふうなとか、どのくらい価値があるのか、いろいろ将来にわたって維持するとすれば相当なお金の問題なんかもあるのではないかと思います。そんなことからやはりこれから十分研究しなければ、ここですぐ回答ということにはいかないのではないかと思います。

その他に関しては、教育長と社会教育課長の方からお願いします。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 資料の歴史的あるいはその他の資料の収集体制、あるいは保存ということについて御質問がございました。

今確かに社会が大きく変わっておりますし、生活環境が変わっております。それから、産業構造も変わってきておりまして、やはり民俗的なものを裏づける資料等が、各家庭において収納できないということがございます。そのほか、本来ならば先ほど委員長がお答え申し上げましたように、そのうちにとっては非常に大切なその家の歴史なわけでございますけれども、そういうものを本来ならばそのうちが大切に保存していくべきでありますけれども、市としても非常に大切だというふうに考えられるものについては、市史編さん委員や文化財保護委員の方々のお力添えを得ながら、寄託をいただいたりあるいは御寄附をいただいたりという形を従来も進めてまいりました。

今後ともやはりそういう広いアンテナを張りながら、そして市民の皆様方から情報提供をいただきながら、必要なものは、市にとって大切なものは保存していくということを基本的に考えて進めているところであります。例えば、今回の養老屋さんの資料もその一つでありますし、水口屋資料もそのとおりであります。こういったことが基本的に必要だろうというふうに考えております。

やはりそこには、そのすべてを収納するかということに一つ問題点がございます。これは今、県あるいは国の博物館あるいは資料館等においても、それが大きな問題になっておりまして、やはりそこは調査をしながら、そしていろいろな方の意見を伺いながら判断していくべきものというふうに考えております。

それから、もう一つは、やはりこういう施設等は収集、保存という機能が一つございます。それから、調査、研究という機能がもう一つあります。

もう一つ大切なのは、いわゆる教育的な利用でございます。活用であります。この点がやはり大きな課題だと。むしろ今後生涯学習社会の要求にこたえていくためには、大きな視点を持つものだというふうに考えております。いかようにすればその分野が可能になるか。より効果的になるかということ。

保存、収集、それから調査、研究、そして教育的な活用、この三つの領域から総合的に考えながら、進めていくべき時期だというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 そのほかの分野の質問につきましてお答え申し上げます。

まず 1 点目、養老屋の資料についてでございますが、保存の仕方もいろいろあるかと思いますが、貴重な資料でございますので、図書館にあります市史編さん室とセットにあります、図書館の閉架書庫の方で大切に保管をしたいと考えているところです。ただ、旧児童センターにつきましては、これまで考えを申し述べてきましたように、今後とも郷土館と隣接する場所でございますので、その利活用についても順次計画的に考えていきたいと思っております。

あと郷土館の改装等でございますが、天童の郷土館が全部窓が閉鎖してございますということがありました。寒河江市の郷土館につきましては、貴重な県の文化財ということで、改装等の手が簡単には加えられないという事情がございます。これまでは 1 カ所階段に手すりをつけた改装は認めさせてもらいましたけれども、照明の増設やら窓をふさぐようなことは、機能を変更するということでございまして、認めてもらえないということもありますので、今のままの保存を主にした上で、展示の活用を図ってまいりたいと考えているところです。

それから、もう 1 点は幸生小学校、白岩小学校に保存されている資料のことでございますが、幸生の郷蔵等につきましても、市史編さん室の委員の立ち会いで、学校と一緒に調査をさせていただいております。その上で学校の教材として活用するものは学校で展示することとし、それ以外全市的に貴重なものにつきましては、お預かりして郷土館の方に保管させて活用していきたいと考えているところでございます。

あと、地域のいろいろなまちおこしについてでございますが、これにつきましても白岩の例がございました。今後そういうふうな組織的、また具体的な考え方の中身を十分お聞きした上で、どのような対応が出てまいるかを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 全国サミットについては、今後検討課題だということですが、地元でそういうお話があれば、ぜひ今後は前向きに検討していただきたいと思います。地元でも若者が集まって、平成 12 年度からですが実施していますので、これはまだ具体的に話も大きく広がっておりませんが、顕彰会の中の方が昨年度の成田の全国サミットにも参加しております。

そして、その方からこれらの資料を今回教育委員会にお見せしましたけれども、もう少しこれから 370 年祭ぐらいに向けて、ぜひ実施の方向で検討していただきたいと思います。これまで市長も 350 年祭、360 年祭に参加して、いろいろ義民に対してお言葉を述べた経過もありますので、ぜひこれらも含めて 370 年に向けて検討していただきたいと思います。

あとこのいろいろな資料に関して、さまざまな角度で情報発信すれば、現在でもさまざま集められる状況にあると思います。新庄市などは 1 市民が発想して、そしてさまざまな展開で協議会みたいなものをつくって、2 万点に及ぶ資料をこれまで集めて、あのふるさと歴史センターを建設した経過があります。これらを見ますと非常に新庄市は何でもかんでも集めて、数多く同じものを 10 点も 20 点も集めて展示していたんですね。ですから、それぐらいの取り組みが 10 数年前からやってきた経過を聞いております。

ですから、こういうふうにして市がどこかで情報発信してくれれば自然と集まって、そういう施設もつくっていけるのではないかと思います。ただ、さっき空き住宅や空き土蔵なんかもありますけれども、こういうのも活用して借り受けたりして、倉庫として保管できる場所ではないかなと私は思います。そうした形もとれるのではないかと思います。

今、旧児童センターにいろいろきちとした方向性を出すのは難しいかもしれませんが、その辺の考えを切りかえてでも、そういう民間の空き土蔵なんかを利用して、保管スペースをとるということも考える必要があるのではないかと思います。

特に歴史的な資料というのは、今の保存に対しては紙質とかいろいろな問題があって、一括して保存できるようなものではないと思います。資料的には古文書とかそういうのはある程度、図書館の閉架室の中に保存するような方向ありますけれども、しかし民具とかそういうものはまた別な場所に保管する、いろいろ分散する問題もあると思います。ですから、そういうのももう少しきちとした一つの施設に保存することを、前向きに検討していくべきだと私は思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

あとこの図書のいろいろな管理の面なんですけれども、やはり閉架室に何でもかんでも保存していくとなると、相当膨大な資料になると思います。現在でも書架が不足している状態で、将来的には歩くスペースもなくなるんじゃないかなという感じがします。来年度から事業化、書架棚を入れるという考えのようですが、今寒河江市でもチェリークア・パークあたりを発掘した資料、土器とかいろいろ石器とかありますけれども、それは単なる倉庫に保存しておりますけれども、こういうものだってもう少し調査をして、何か基本的な施設を立ち上げるべきではないかと思います。

来年度あたり慈恩寺の資料館を基本的な調査をするということで、基本計画を立てるということですが、これも寒河江市の資料館としてきちんと位置づけをして、慈恩寺として限られたことではなくて、寒河江市全体の施設として考えていくべきと私は思いますけれども、この辺について全体的な資料保存のための施設として考えていく方向性を持っておられるのかどうか、その辺についてお伺ひして第 3 問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 課題の大きなことになるわけですが、一つは先ほどありました埋蔵文化財等につきましては、県の埋文センターで調査したものは県の方に大事に保管になっております。市が直接かかわって発掘したものは市の方で保管しておりまして、それを分類調査した上報告書を作成して報告していると、そのような形で保存しながら一部については郷土館で展示、公表しているという形でございます。

そのほか、最後の資料館の全体的な計画につきましてでございますが、慈恩寺の資料館建設構想、これまでずっとございます。ただ、それにつきましては、慈恩寺の大事な文化財そのものをいかに保存するかという大きな使命がございますし、それとあわせて仏像等のこと、それから古文書の保管など総体的なことを、今後十分検討しながら考えていくという立場にございますので、これからの大きな検討課題かと思っております。

以上です。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 今回私は緑政会の一員として、またこの問題に寄せられた地域住民の方々の御意見を踏まえ、環境整備と保全についてごく端的に質問をさせていただきます。

まず、 の新沼川（バイパス）の桜回廊整備についてであります。

私たち人間生活において、水は欠かすことのできない大切な資源であることは、今さら申し上げるまでもありません。そして、水と最もかかわりの深いのが河川であり、河川の果たす役割ははかり知れないものがあるかと思えます。

その河川も、生活文化の発展と産業構造の変化等に伴い、森林の樹木は無制限に伐採され、また農地であったところも道路や住宅地として開発されるなどの影響もあってか、ちょっとした雨でもすぐ増水し、河川のはんらんによる水災害が極端に多くなってまいりました。

こうした災害から私たちの貴重な生命と財産を守るため、災害防止策として堤防や堰堤の築造などの河川改修が進められていることは、大変ありがたいことであります。

しかし反面、人の手が加わったことにより、本来自然であるべきところの河川の構造も、すっかりさま変わりしてきたのも現実であります。

こうした実態を踏まえ、国土交通省は従来からの河川の目的である治水、利水に加え、環境にも配慮した川づくりを進めようとするところから、平成 9 年に改正施行されたのが、新河川法であると私は理解をしているところであります。

この新河川法での河川整備手法としては、特に地域住民の声を反映しながら、治水、利水、環境の総合的な河川整備を図ることによって、自然に優しく、だれもが川に親しめるような河川環境を創造しようとしているもので、これまで長い歴史の中で人、地域、時代をつなぎ、文化をはぐくんできた河川が、治水、利水、環境のバランスのとれた整備、維持管理によって、安全、安心、そして潤いのある河川が見えてくるものと期待をしているところであります。

さて、本市は大河川である最上川と寒河江川に囲まれ、そして市街地には沼川が流れております。多面にわたって川とのかかわりが持たれてまいりました。特に、沼川は市街の中心部にあることから、多くの人に愛着を持たれてきたものと思えます。

その沼川であります。昭和 51 年、予想もしない、あの 8・6 水害によって大きな被害をもたらしました。改めて自然災害の恐ろしさを思い知らされた記憶は、今なお残っていることと思えます。その 8・6 水害を一つの教訓として、何らかの災害対策が種々検討され、取り上げられたのが沼川放水路計画ではなかったかと思えます。

その沼川放水路整備事業は、さまざまな難問を抱えながらも、沼川のはんらんを未然に防止するための最良の方法として位置づけられ、重要事業の一つとして積極的に推進されてまいりました。

一部地権者との買収交渉がおくれるなど問題もあって、工事の遅延などもあったわけではありますが、当局の御努力により、平成 11 年には片側掘削により暫定通水が可能となったことから、水害の心配はほとんどなくなり、地域住民も安心して生活できるようになりました。

そして今、長い期間を経て、ようやく全線開通の見通しとなったところでありまして、関係各位に心から感謝と敬意を表するものであります。

この沼川放水路は、沼川バイパスあるいは新沼川などと呼び方もさまざまですが、新興住宅街や近い

将来宅地開発が見込まれるところを貫流しており、新沼川は地域住民から身近な川として親しまれております。しかしながら、全域が人造河川であることから、下流部の地下通水部分は公園化されているものの、上流部の開口部分は自然環境との調和が物足りなく、景観的配慮が強く求められているところであります。

こうしたことを背景に、また市民の方々の御意見をも踏まえ提言申し上げますが、この区間に桜の木を植栽し、いわゆる桜回廊をつくってはどうかということでもあります。

桜は古くから我が国の代表的な花として、全国共通のものであり、桜の開花によって暗い冬の季節に終わりを告げ、新しい春の訪れをいち早く私たちに伝えてくれます。そして、夏にはこんもりと濃い緑の葉をつけ木陰をつくり、暑さの中にもひとときの涼しさを与えてくれます。また、秋の紅葉は他の樹種にまさるとも劣らない、すばらしい紅葉が楽しめます。花と緑と紅葉、そして新沼川の清流とがマッチした見事なコントラストが創造できるものと確信いたします。

人造河川である新沼川も、こうした手を加えることにより、自然に近い景観が実現できるもので、地域住民の河川に対する愛護の精神もはぐくまれ、本市のキャッチフレーズである花と緑、せせらぎのまちづくりにさらに弾みがつくものと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、生活用水路の通年通水についてであります。このことに関しては平成12年、そして昨年9月定例会において、同じ緑政会の同僚議員が一般質問で取り上げておりますので、多少重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

前問でも申しあげましたように、水は私たちの日常生活に大きくかわりを持ち、多面的にその恩恵を受けているものであります。食生活はもちろん、農産物の育成、栽培、さらには河川の清流など、自然景観を醸し出す上でも大きく役立っていることも見逃すことはできません。

水のない川や堰は水路としての機能を満たさないばかりでなく、自然景観をも失ってしまいます。河川や堰は豊かに水が流れ、周りの木々や緑によってその調和が保たれ、そこに水辺空間としての情緒を感じることができるものと思います。

本市の市街地を流れる二の堰は、中世に寒河江を治めた大江氏により、農業用水路として開発されたものと聞いております。この二の堰も、近年歴史的な背景の維持に努めながらも、近代的な環境整備がなされ、農業用水路としての機能を失うことなく、だれもが親しめる親水空間が創出されたことから、今では市民の憩いの場として定着してまいりました。

このように、市内の幹線水路は、まちづくりの一環として着々と整備が図られておりますことは、市民の一人としてまことに喜ばしい限りであります。

しかし一方、住宅街などに目を向けてみますと、極端に水の量が少なく、思うように通水ができないことから、流れが滞留し、よどみとなっているところも数多く見受けられるのであります。こうしたところでは、生活排水の流出とも重なって、水は腐り、ボウフラなどの発生源となり、悪臭すら漂っているのが実情であります。

私もすべてを調べたわけではありませんが、何カ所かを見て回ったところで、特に気になったのが緑町地内の一部の地域であります。その地域は地形的にも低いところに位置し、水路の勾配なども関係しているものと思われませんが、雨水と排水以外上流からの水の流れが全くなく、ただ濁った水がよどんでいるだけで、ごみが浮かび、プンブン虫が出たり、腐った水のおいひはひどいものでした。

さらに、すぐその上流部には最近、開発分譲した緑町住宅団地がありますが、この緑町団地は少し高台にあり、とても見晴らしがよく、月山、葉山なども一望できる環境にあることから、眺望と環境のよさをセールスポイントとして分譲されたと聞いております。こうした価値観を高めるため、主道の部分はカラー舗装され、そのそばにはカラブロックによる歩道の設置と、小さな小川がつけられております。ところが、その小川もほとんど水の流れはなく、せっかく小石を敷き詰めてつくった川底がむき出しで、小川のせせらぎなどといっ

た情景は全く感じられない状況でありました。

こうした現場を見ながら、前述の下流部住宅地の状況もあわせ、町会長さんや地元の方々と話をしてみました。この問題を解決するには、通年通水以外に方法はないものと考えます。ほかにも寒河江城址の周囲の水路も非常に水が少なく、思うように流れていないのが実情であります。

この問題については、さきの同僚議員の質問に対する市長の答弁の中でも、通年通水は可能なところから実施しているが、なかなか難しいのではないかとされているように、農業用水とのかかわりの中で、幹線水路の状況などからいろいろ課題はあろうかと思いますが、せめて清流、景観を目的として整備されたところについてだけは、何らかの方法で速やかに通水できるよう関係機関との協議も含め、積極的に取り組むべき課題と考えますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

以上、共通する2点についてお尋ねいたしました。いずれも花、緑、せせらぎにかかわる大事な問題であります。市長の建設的な御答弁を期待いたしまして、私の第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時55分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 午前中の新宮議員の御質問に答弁いたします。

新沼川は、全体延長約 2 キロメートルのうち、下流部約 1 キロメートルについては、仲谷地及び落衣前区画整理事業の中で用地を確保し、県事業によりまして区画整理事業と同時進行で整備が図られ、トンネル部分の地上部は既に緑地として供用されております。

河川両側には道路の幅員も確保しており、当初県の計画では道路を河川の管理道路として全線について幅員 3 メートルとしておりましたけれども、将来の宅地化を考慮し、沿線関係者から車の入れる道路にしてほしいとの要望により、将来市道として管理することとして、上流一部区間を幅員 6 メートルの道路として用地を確保した経過があるわけでございます。他の区間につきましても、県の事業完了後には市に対して拡幅要望が出てくるのではないかと考えておるところでございます。

このような中で沿線に桜回廊を整備する場合には、今の用地内 6 メートルであっても、のり面とかあるいは側溝とかとる必要がありますので、今の用地内であっても整備は不可能だと考えます。新たな用地が必要なことから、沿線関係者の方々からさらに用地の御協力をいただけるのかどうかという課題が考えられます。この場合におきましても、市の単独事業ということになりまして、予算的な面も考慮に入れなければならないわけございまして、すぐには実現は困難でないかと考えております。

しかし、新沼川沿いのところどころに、残地を活用したポケットパーク的な手法で桜を植栽することは可能でないかと考えておりますが、この場合にも用地が必要でございまして、場所を選定しながら用地の御協力をお願いする必要がありますので、時間が必要なのではないかと考えております。

次に、通年通水についてお答え申し上げます。

市街地における緑地や水辺空間は、町並みを形成する上からも市民に潤いと安らぎを与えるものでありまして、これまでも農業水利施設を有効に活用したまちづくりに積極的に取り組んできたところでございます。

中でも農業用水は食料生産の基礎としての役割に加え、生活用水、環境用水、防火用水等の地域用水機能をも有するものでございまして、このようなことから潤いと安らぎのある生活環境を創設するため、農業水利施設整備の積極的な支援とともに、通年通水についても、昭和 62 年から土地改良区と協議をしながら進めてきたところでございます。

このような中で、一つは緑町の住宅団地のせせらぎに関するところでございます。御案内のとおりこの団地は平成 6 年度に開発したものでございますが、緑地とせせらぎを取り入れながら、安らぎの持てる生活空間に配慮し、親しみやすい団地といたしたところでございます。

特に、緑地に設置したせせらぎにつきましては、水辺空間として潤いと安らぎをもたらす場ともなっております。この水量の確保でございますが、これまでも土地改良区とも協議をして進めてきたところでございます。確かに現在のせせらぎの水量としては、5 月上旬から 9 月中旬までのかんがい期間でも一定量が確保できず少ないようでございます。さらに 9 月中旬以降の通水についても、非かんがい期となり、取水量も減少するため、せせらぎの水量も大幅に落ち込んでいるようでございます。

このようなことから土地改良区とも再度協議いたしまして、5 月上旬から 9 月中旬までのかんがい期間中については、上流部の分水楯の調整をしながら、一層水量の増加を図りたいと考えておるところでございます。また、9 月中旬以降につきましても、できる限り対応できるように努力してまいりたいと考えております。

平成 14 年、ことしの秋口から平成 16 年度までは、御案内のように高松頭首工の工事が進められておりますので、通年通水というものはその事業完成後に協議してまいりたいと思っております。

それから、団地の下流部における悪臭のひどい水路の改修でございます。水路と水路の接続に大きな段差があり、一定勾配がとれない状況になっているようなので、現場を再調査いたして、水路構造の改良によりまして本年度中に実施してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本年度において下水道工事も着手することにいたしておりますので、完成の暁におきましては、家庭雑排水を流さないようになれば悪臭も解消できるものと思っております。

それから、寒河江城址周辺の非かんがい期の対応でございます。お答えいたします。

これまでは昭和堰頭首工を初め、山岸地内の地域用水環境整備事業などで、毎年のように工事が進められてきたことなどから、断水や不安定な水量での通水であったため、非かんがい期などは一定の通水量が見込めないことなどから、寒河江城址周辺にも非かんがい期は思うような水量を確保できなかったところでございます。

御案内のように、ようやく平成 13 年度で昭和堰頭首工も完成いたしまして、地域用水環境整備についても法泉寺まで完成したのでございます。本年度からは 9 月中旬以降の非かんがい期においても、幹線水路の通水ができることとなりますので、寒河江城址周辺にも導水できるようになると思っております。

しかし、冬期間の通水につきましては、一部区間が開渠であります。その関係で屋根からの雪おろしなどで、水路が閉鎖されることがあります。そうしますと通水は、非常に難しくなってくるというような状況にあらうかと思えます。

申し上げるまでもなく、せせらぎの清らかな流れは、日常生活におきましても潤いと安らぎを与えるとともに、まちの品格をも高めるものであり、今後においても快適な生活環境を創出するため、市街地や集落の幹線水路の通年通水をしながら、せせらぎ空間の整備に努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 午前中の質問に対して、市長から大変前向きに取り組んでいただけたという御答弁をいただきました。ありがとうございました。

2 問に入らせていただきますけれども、これまでのいわゆる河川の整備というのは、これは 1 問でも申し上げましたんですが、治水と利水が一つの大きな目的であったわけです。しかし、ことしの 1 月に国土交通省の方でやられた最上川 21 世紀の川づくりというテーマで、文化センターで公聴会がありまして私も出席したんですが、大変な、会場がいっぱいになる盛況の中で公聴会が終わったわけですが、そこでやはり説明の中で出てきたのが、先ほど私が申し上げましたように従来の治水利水という大きな目的があったわけでありまして、現代的な感覚から、やはり環境をも加味したところの川づくりを今後は進めていきたい。それを整備計画に盛り込んでいきたいという意図がはっきりとあらわれておったように思います。

特に、説明の中やあるいは資料等を見ましても、住民参加の川づくり、いわゆる住民の意見を多く聞いて、それを反映させた整備計画をつくりたいという主眼であったように理解をしているところであります。したがって、公聴会の会場でも出席者からいろいろと意見を聞いたり、あるいは提言を求めておったようでもありますけれども、それと平行して河川整備計画に対する意見聴取表というものがありまして、幅広く意見を吸収したいという意図が見えたようであります。

私もその聴取表を先ほど 1 問で申し上げたような趣旨から、提言は申し上げております。一つの布石は打っておいたつもりでありますけれども、先ほど市長からあったように、あの新沼川の水域というのは、やはり土地の確保が大きな問題になるであろうというように私も理解はしております。しかし、先ほど申し上げましたように、市長もそれは水辺空間というものを大事にしたいというお気持ちは十分述べられておりますので、何らかの方法で今後時間はかかっても取り組んでいただけないかと期待をするところであります。

それから、緑町地内、寒河江城址の周りを一つの例として、先ほど 1 問で取り上げさせてもらったわけでありまして、御案内のように幹線水路は非常に整備されて立派にでき上がっております。しかし、ちょっと住宅街といいますか、まちの中の込み合ったところに行きますと、非常に水の流れが悪い箇所がたくさんあるのではないかとこのように思います。

先ほどは 2 カ所ほどの例を申し上げて御質問をさせていただいたわけでありまして、今後特に先ほど申し上げました緑町地内の水路、高松堰の頭首工の完成によって長い期間通水できるというお話でありましたけれども、下流部のいわゆる農業用地、いわゆる田んぼの耕作面積が宅地開発などによって大幅に減少してくるのではないかと。つまり、農業用水としては将来はもう必要でなくなってくる地域ではないかと思うわけです。

したがって、これは景観上の問題もありますけれども、いわゆる防火用水としての非常に重要な役割も担っているわけでありまして。そんなことで緑町地内においては、下流部の住宅地のところについては、下水道の整備も今年度から進められると。そしてまた勾配等を考慮した水路そのものの構造を改良していきたい、こういうふうなことでありましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思うわけでありまして。

常々市長がおっしゃられているように、もう寒河江市は花と緑、せせらぎのまちということで、常々訴えておられるわけでありまして、花についてはフラワーロード、あるいはいろいろなプランターの設置とか、そしてまた各家庭での飾花の機運なども非常に高まってきましたし、また生け垣等の補助制度なども活用しながら、やはり花と緑に対する市民の意識というものは、もうかなりのレベルに達してきたなというように考えられます。ただ、先ほどから申し上げましたように、沼川沿いに桜並木の植栽とか、これも時間をかけてやってくれるということですので、それほどくどくどと申し上げる必要はないと思いますけれども、やはり今後の方向としては、十分これを考えた上で検討していただきたいということはもちろんでありますけれども、このせせらぎ、いわゆる水の問題というのは、市民サイドの力ではどうにもならない問題だと私は理解をして

おります。

花、緑に関しては、市民一人一人の力、あるいはそれぞれの家庭によってかなりのところまでいくわけですが、それ以上の水の問題というのは大々的な一つの問題を抱えているわけで、やはり行政の力でなければ、市民の力だけではどうすることもできない問題だ、課題であるというように思います。

佐藤市長はこれまでいろいろな難問を抱えながらも、その事業を幾つも成功させてきた大変行政手腕の高い市長だなというふうに私は評価をしているわけでありましてけれども、例えば日本一のさくらんぼの里、東根がどうのこうの言ってますけれども、もう今では全国津々浦々にさくらんぼの里寒河江というものが知れ渡っていると行ってもいいくらいに、かなりの効果があらわれているわけでありまして。そして、名実ともにさくらんぼ日本一の里を築き上げた、これも市長の情熱が大きく成果にあらわれたのではないかなと思っております。

それから、難しい、難しいと言いながらも、例えば駅前再開発による駅舎の移転によつての平面交差による市街地の南北の一体化、それから今回のチェリークア・パーク内に、サービスエリアから高速自動車道からおりられる臨時ゲート、これなども到底無理ではないかなと私は考えておったわけですがけれども、それらを見事にクリアして実現にこぎつけた。これはやはり市長の政治的手腕だというように思います。

幾ら難しい問題があつても、やはり市長の決断によつて、もうこれはやるんだと、やらなければならないんだという情熱をもって事に当たっていただきたい。そうすることによつて、職員の皆さんも、そしてまた関係機関においても、その情熱によつて不可とするところも可となってくるのではないかと思います。

桜並木の問題もさることながら、この水の問題ですね、これは本当に将来田んぼの耕作面積が少なくなった場合なんかを想定しますと、やはり何らかの方法で解決していかなければならない大事な問題であるというふうに考えます。

これはもう農林サイドの問題だけではなくて、全庁的な一つの取り組みの中で、これらの問題を今後重要な施策の一つとして取り組んでいただけるようお願いしたいわけでありまして。これらの共通する二つの点について、さらに市長の決断を情熱をお聞かせいただければ幸いです。

これで2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内のように、河川行政、国も県も市もですけれども、河川行政の見方というものはこれは変わってきております。

御指摘のように水を治めればいいと、あるいは利水だというだけの問題ではなくなっている。やはり環境を重視したところの河川行政というものに変わってきておること。

本市におきましては、御案内のように第 4 次振興計画におきまして、花、緑、せせらぎで彩るまちづくりというものを標榜しながら、さらにまたせせらぎというものについては特に力を入れて、せせらぎ宣言というものもやったところでございます。

御指摘のように花、緑だけじゃなくて、せせらぎについて、いわゆる清流を守っていきこうということについても、大変力を入れておるつもりでございますが、非常に難しい面もございまして、ですけれども市民の力というものを私は大変ありがたく思っております。

沼川をきれいにする会でありまして、あるいはグラウンドワークによりまして、いろいろな川をきれいにする運動が非常に盛り上がってきているということは確かでございますが、花、緑だけじゃなくて川をきれいにする運動が次第に盛り上がってきておるといことは、非常に私は感謝しなければならないと思っております。

そんな中でこれまでもいわゆる地域用水事業と、地域用水事業というのもこれも先ほど申し上げましたように、生活用水なり、あるいは環境用水なり、防火用水、いわゆる地域の中で使えるように川を用いていきこう。かんがい用水を地域用水に使っていきこうということも、農林水産省の事業をいち早く取り入れて取り組んできたわけでございます。

ですから、先ほどの御質問の寒河江の城の周辺の事業と、あれはやはり地域用水、農林省の仕事でやってきておるわけでございますが、そういうのも寒河江市が一番早いと私は思っておるわけでございますが、これはせせらぎのまちづくりということにとっては、ぜひとも必要だということで進めてきたところでございます。

非常に細い道路沿いの小川ということになると、非常に難しいこともあるわけでございますが、それを通年通水と、一年じゅう通してきれいな水を通すということは、そもそも農業用水なわけでございますから、非常に厳しいことは厳しいわけでございますけれども、土地改良区等々と十分協議しながら、これまで隅々まで、二の堰はもちろんでございますけれども、隅々まで流したいなということで協議を進めてきたところでございますけれども、まだまだやはりそういうところまでいかないところがあるわけでございます。

ですから、下水道を整備しながら、生活雑排水はこういうものには流してほしくないという市民の力もおかりしなければなりませんし、あるいは用悪水路などは、整備してまいろうということでこれまで進んできたところでございますが、これからも大きな二の堰はもちろん、沼川はもちろんでございますけれども、細い小川にまで魚が泳いだり、メダカもすいすいと泳ぐようになればなと思っております。

まだまだこれから頑張ってもらわなければならないと思っております。そういう意味では行政のみならず、市民のお力も協力もちょうだいしなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 積極的にこれから取り組んでもらえると思いますので、両面とも市長初め管理職の皆さん方にも、今後一層の御努力をお願い申し上げておきます。

最後になりますが、緑化フェアもいよいよ秒読み段階に入りました。もうすぐ目の前に迫ってきたわけでありませけれども、この全国都市緑化フェア、山形花咲かフェア '02 のすばらしい成功をお祈りして、御期待を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号 6 番、農業振興につきまして、市長にお伺いをいたします。前向きな答弁を御期待申し上げます。

の農畜産物の安心、安全行政につきましてお尋ねをいたします。

政府は 5 月 10 日、食品安全行政に関する関係閣僚会議の第 2 回目の会合を首相官邸で開催し、食の安全を確保するための新たな行政組織と法制度のあり方をまとめ、食品の安全性を評価する独立した新組織を設置するようであり、仮称であります。食品安全確保法を制定し、食の安全を確保するための基本原則を確立する考え方となっております。6 月中には政府の対応方針を決める運びとなっております。

新たに制定する仮称食品安全確保法は、消費者の健康保護を最優先に位置づけ、行政や食品関連業者、消費者などの役割や責務を法律に明記しようとしております。

食品の安全性を評価する独立した新組織は、食品衛生などの安全を管理する農水省や厚生労働省に対し、適切な政策を行うような勧告や監視ができる権限を持たせ、農林水産対策の軸足を消費者サイドに大きく移し、食の安心、安全を確保するための大胆な見直し改革を断行する決意となっております。

近年、我が国におきまして B S E 発生以外にも、大規模な食中毒事故、安全性未審査の遺伝子組み換え農産物の食品への混入など、食品の安全性にかかわる出来事が相次いで発生しております。

こうした食品事故発生を契機といたしまして、追跡調査及び回収を容易にすることとあわせ、生産情報などを提供し、消費者と生産者の顔の見える関係を確立し、消費者との信頼回復を図るという観点から、トレーサビリティシステム化に期待が寄せられております。IT 技術の活用によって取り組みがなされるようになっております。

主因が農業者自身であれば、農業者の自己責任となることは当然であります。昨今の食における事件、事故は、行政の指導不足、会社などの組織による偽装と、根拠のない風評によるものであります。

農業を取り巻く情勢は、まことに厳しい状況下にあることは御案内のとおりであります。IT によるトレーサビリティシステム化が実施された場合、市としてどのような対応を農家に講ずる考え方なのか。また、食の安全についてどのように農家への行政指導をするおつもりなのか、お尋ねをいたします。

農業における産物対策と有効利用についてお伺いをいたします。

まず最初に、農業用使用済みプラスチックのリサイクル化につきましてお尋ねをいたします。

さくらんぼの収穫も間近に控えております。さくらんぼの樹上にも雨よけテントが一斉に被覆されました。梅雨期間は約 30 日間程度であります。ポリエチレンフィルムは後に産業廃棄物となります。

昨年 9 月に、さくらんぼなどで使用する農業用使用済みプラスチックのリサイクル化につきまして、1 市 3 町において日常使用のごみ袋に再生品として使用できないかという質問をいたしました。市長の答弁では前向きで、諸問題、諸課題はあるにせよ、今後クリーンセンター及び構成市町で検討し、協議がなされると考えていますとのことで、その答弁に基づきごみ袋の再生品使用につきまして入札参加の指名を与えたものの、入札の結果、農業用使用済みプラスチックのごみ袋再生品につきましては、落札することはできなかったようであります。

すべての商品も製品も、価格破壊の時代に入っております。バージン製品ほど価格が安い傾向にあります。リサイクル製品ほどバージン製品と同等の品質をつくり上げるにはコストを要し、製品価格が高くなる傾向にあることは事実であります。すべての産業において、ごみを出さない努力が求められているとき、かつ地球の

資源をむだなく利活用するために、入札単価のみの判断でなく、日本一のさくらんぼの里にふさわしい発想における、農業用プラスチックの再生品をごみ袋として使用できないか、改めてお伺いをいたします。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化につきましてお伺いをいたします。

2004年11月1日より、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されるようになります。平成11年11月1日を法の施行日として、5年間を経過期間と設定し、残すところあと2年と数カ月となりました。

畜産農家におきましては、平成12年度より行政や県畜産会などの指導、助言を仰ぎながら、経営規模、採算性、施設建設の可能性を考慮し、個々の畜産農家や畜産農家で組織しておりますところの部会におきまして検討されている実態にありますが、具体的な取り組みがなされていないようであります。

平成13年度においても、本市において家畜排せつ物処理の施設の整備につきまして予算化はされたものの、取り組んだ農家はないようでありました。

しかし、残すところの経過期間は2年とわずかであります。現状として対象になろうとしている畜産農家に対し、どのような管理基準、施設面及び管理面の基準につきまして指導助言をなされているのかをお伺いいたします。

現在農地などに野積みされております堆肥が見受けられます。野積みされている堆肥は早急に地力増進効果に結びつけるような手法、例えば転作田、中でも土地利用型の作物などへの利用指導はできないのかということでもあります。いかがでしょうか。

当該法律における税法上の特例措置としての地方税、固定資産税についてであります。経過期間内に取得したものにつきましては、取得後5カ年間課税標準が50%に軽減されることになっておりますが、私の判断では経過期間を過ぎてもなお畜産経営を続ける農家は、多頭飼育農家だけになるものと思われれます。よって、家畜排せつ物処理施設が大型化になることが予想されます。それらの事情をよくよく御推察なされ、さらなる税の軽減化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

環境問題に対する国民、市民の意識が高まっております。畜産経営を安定的に営むことが厳しい環境となっており、さらに堆肥の施設、場所につきましては地域の方々より理解を得ることは並大抵のものではありません。農地や草地に施設を設置する場合、隣地の同意を得る必要があると思われれます。その場合、どのようにして市として対応する考え方なのかお伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、ITを活用したトレーサビリティシステム、いわゆる生産履歴を追跡する仕組みでございます。これを導入した場合に、市として農家にどう対応していくかということでございます。

御指摘のように、昨年9月に発生したBSE問題に端を發しまして、その後食肉を初めその他の農産物をも含めた偽装表示事件が相次いで発生しまして、消費者の食品流通に対する不信と食品の安全に対する不安を招いたわけでございまして、生産者や関係業界にも多大な影響が出て、大きな社会問題となっておりますことは御案内のとおりでございます。

こうした食品の偽装表示は、国民の食品表示に対する信頼を根本から裏切るもので、消費者が大きな不利益をこうむったことはもとより、生産農家に対しましても大きな損害を与えたものでございまして、その再発を防止しまして、消費者の食に対する信頼回復を早急に図らなければならないと思っております。

こうした事態に対しまして、国、農林水産省では、この4月に国民の信頼を回復するため、農林水産政策というものを抜本的に見直し、消費者に軸足を移した農林水産行政を進めるための、食と農の再生プランを発表しております。御案内かと思えますけれども、このプランは食の安全と安心の確保、二つ目には農業の構造改革を加速化、3番目には都市と農山漁村の共生対流、この三つを大きな柱としております。

このうち食の安全と安心の確保の中では、消費者第一のフードシステムの確立を中心に、JAS法改正を初め関連法制度の見直しや、新たな食品安全行政組織の構築に取り組むほか、農場から食卓へという顔の見える関係の構築に向けて、食品がいつどこでどのように生産流通されたかなどの情報について、消費者がいつでも追跡把握できるようにする、いわゆるトレーサビリティシステムの平成15年度からの導入などが盛り込まれているわけでございます。

このトレーサビリティシステムにつきましては、国はBSEの発生を踏まえ、ことし2月から、先行して牛肉などについてのシステム構築に向けて、実証試験を実施しているところであり、さらに平成14年度中には、米、野菜など幅広い品目の導入に向けた検証を行っていくことにしておりますが、その手法を初めさまざまな問題について、まだこれから検討が加えられるものであり、制度そのものもまだ明確なものは示されていない段階でございます。

食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まる中で、消費者に対する正確な情報提供の必要性や、食品事故発生時の速やかな原因究明を考えました場合、こうしたシステムの確立が早期に実現されることが望まれるところでございます。

次に、農業における産業廃棄物対策と有効利用でございます。

その中でごみ袋の問題でございます。

農業用の使用済みプラスチック再生品を、ごみ袋に使用できないかということでございますが、昨年の9月議会でもお答え申し上げましたように、本市のごみ処理は1市3町で構成する西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンターで行っており、ごみ袋については平成10年度のごみ処理有料化のときから、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター証紙条例により定められた指定ごみ袋を使用することになっております。

指定ごみ袋の規格については、寒河江地区クリーンセンターの要綱で、指定袋の種類別の材質、透明度、寸法の規格や、印刷表示、印刷の色などの仕様が規定されておるわけでございます。

農業用使用済みプラスチックの再生品を取り扱う業者についても、これらの規格をクリアし納入可能であると判断し、平成14年度寒河江地区クリーンセンター証紙印字指定ごみ袋の入札に、この再生品を扱う業者も

入った中で入札が行われたわけでございます。最低価格者と契約されているとのことでございます。

価格面だけでなく、コストが高くなったとしましても、再生品利用という観点からごみ袋に使用できないかということの御質問でございますが、御案内のように、地方自治法におきましては契約の締結について契約事務の執行の公正を確保し、できる限り地方公共団体に有利な条件で契約を締結して、経済性の要請にこたえるようになっており、物品の売買に関する契約については入札の最低価格者と契約するのが原則でございます。御案内かと思えます。

地方自治体には、一般廃棄物の回収処理といった事業を適切に遂行するとともに、住民の循環型社会への参加意識を高め、リサイクルの取り組みを促進する立場にもありますが、循環型社会の形成に向けた必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担のもとに講じられ、かつ当該処置に要する費用が適正かつ公平に負担されることにより行われなければならないこともありますので、コストが高くなることを前提に、農業用使用済みプラスチックの再生品を指定ごみ袋として使っていくかどうかについては、広域行政事務組合で検討していく事項と考えております。

次に、農業における廃棄物対策と有効利用についての御質問でございます。

まず、家畜の排せつ物の処理施設整備についてでございます。

家畜の排せつ物につきましては、これまでは農産物生産のための肥料や土壌改良剤として利用されてきたところでございますが、高齢化に伴う農作業の省力化を背景といたしまして、家畜排せつ物の利用が減少する一方で、野積みや素掘りなど不適切な管理により、生活環境に関する問題も生じまして、家畜排せつ物の適正な管理が求められていたところでございます。

そのためお話がございましたように、平成 11 年 11 月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたわけでございます。そして、管理の適正化のための管理基準、それから施設の構造設備に対する基準などが定められたわけでございます。また、その中では、施設整備については施行が 5 年間猶予され、その猶予期限が平成 16 年 10 月末になっていることは御指摘のとおりでございます。

これを受けまして、本市といたしましても平成 11 年 12 月に畜産農家に対して法制度についての説明会を開催いたしました。さらに、昨年 9 月にも県の担当者を講師に招いて、施設面それから管理面の基準等について説明会を開催して、施設整備等について指導してきたところでございます。

施設整備につきましては、法施行に伴い、国、県のさまざまな補助制度が設けられておりますけれども、家畜ふん尿処理施設等の整備のほかにも、作業に必要なホイールローダーなどの機械の導入も伴いまして、多額の自己資金とともに維持管理経費も必要になることから、現状においてはなかなか進んでいない状況でございます。お話がありましたとおりでございます。

しかしながら、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく期限が間近に迫っていることは事実なわけでございます。本市といたしましても、関係機関とも整備手法などを十分協議し、さらに施設整備に対する畜産農家の経済的負担の軽減を図るため、何らかの助成制度を創設するなど、施設整備等について対策を講じてまいりたいと思っております。ところでございます。

それから、野積みされている堆肥を転作田の作物等に利活用できないかというような御質問でございます。お答えいたします。

近年国民の環境問題に対する関心の高まりや農産物に対する安全、安心志向により、農業生産においても環境に配慮した持続的農業への転換が求められている状況などから、農業の基本となる土づくりの重要性が再認識され、堆肥等を有効利用した有機栽培などに大きな期待が寄せられている状況にあるかと思えます。

このような中で、野積みされている堆肥を田畑等へ散布して利活用を図っていくことについての御提言ではございますが、申し上げるまでもなく、野積みされている堆肥につきましては、生活環境や景観から見ましても好ましい状況ではなく、解消策が望まれるわけでございますが、やはり農地へ還元していくほかにないと思

っております。

しかし、これらの堆肥のほとんどは、畜舎から運搬された状態の、いわば生ふんそのものなわけでございます。一般的には完熟されたものを田畑等へ散布することになります。堆肥の分解が不完全で未熟な堆肥の利用となりますと、周辺への影響や作物等にも十分配慮した対応が求められると思います。当然にして住宅地域へ接近しているところなどにつきましては、さまざまな苦情も伴ってまいります。

このように完熟していない状態の取り組みとなりますと、どのような地域にどのような作物に対応できるのか、農協を初め畜産農家や耕種農家、いわゆる堆肥を使ってくださる農家、さらには水田営農対策協議会などの御意見も賜りながら、これらの利活用と解消策についていろいろ勉強させていただきたいと思っております。

次に、税の軽減の問題でございます。

堆肥施設等を取得した場合の税の軽減等についての御質問がありました。租税負担の基本的な原則は公平でございます。固定資産税は固定資産そのものの価値に着目して課税するものであることから、不均衡が生ずることのないよう厳格な租税法律主義がとられているところでございますが、時には経済政策的要請に基づくところの課税上の特例として、課税標準の特例措置が設けられます。

中でも公害対策の充実などの見地から、固定資産税の負担がその大きな障害とならないよう、各種公害防止施設等について課税標準の特例措置が設けられており、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の趣旨にかんがみ、同法施行の日から平成 16 年 3 月 31 日までに取得した一定の施設について、5 年間課税標準を 2 分の 1、半分に軽減する措置が講じられております。御案内のとおりかと思えます。

地方税法により、対象施設は発酵施設及び乾燥施設に係る一定の施設と定められており、償却資産となることから申告制となりますが、現在までに対象となる施設の申告はない状況であります。対象施設として申告があれば当然、税の軽減を行わなければなりません。本市独自でさらに税の軽減を行うことは考えていない状況でございます。また、仮に適用期限の延長がある場合には、見直しに係る国の動きに合わせて対応する考えでございます。

次に、この堆肥施設を新設する場合に、いわゆる隣の農地所有者の同意の問題でございます。

本市の畜産農家の現状を見ますと、小規模の肥育農家が多く、さらに経営者の高齢化や後継者の問題を抱える農家が多くなっております。

そのため堆肥施設の新設について、今後の経営の方向性や費用負担の面から新設を手控えている状況にあると思っておりますが、一方新設する場合においても、環境問題に対する地域の意識が高まっている中、地域住民や隣接の農地所有者から同意を得ることは非常に困難なものがあると思っております。

しかしながら、地域における資源循環型農業を推進するためには、畜産農家と耕種農家の連携強化はもとより、地域住民の理解と協力が不可欠なものでございます。

このようなことから、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす役割について、地域住民への普及啓発に努めつつ、理解と協力が得られる方法を模索しながら対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 それでは 2 問目に入ります。

1 番目につきましては、市長から答弁あった中ですが、なかなか難しい問題でありますので、難しい問題は問題なりの答弁があったような気がしております。

まず最初に、食品の安心、安全につきましてさらに質問をしますが、平成 8 年 5 月に O - 1 5 7 による食中毒が発生してから、本年までさまざま食品による事故発生があった中であります。

例えば 11 年 2 月にはダイオキシン含有騒動、これは一部報道機関による風評被害。さらに 9 月には核燃料施設臨界事故による地元農産物の販売不振など、そして 12 年 6 月には大手乳業会社の黄色ブドウ球菌の毒素による食中毒。さらに 12 年 10 月、そして 13 年 5 月には安全性の未審査の遺伝子組み換えによるさまざまな問題。そして、本年に入りましたも食品につきましては、さまざまな事故等が発生しているということでもあります。

実は、14 年 1 月 9 日でありますけれども、B S E が発生して、この家畜などにつきましては昭和 22 年 12 月に農業災害補償が出まして、その災害補償法によって屠畜場で B S E の陽性牛を検査において確定診断された場合、その取引時点で既に廃用になっているものとして取り扱い、共済金の支払い対象とするというような一部改正がなされたにもかかわらず、山形の屠畜市場、そして東京の市場につきましても老廃牛の処理、屠畜は一向に進んでいない実態であります。

先ほど言ったように、安全は確保されつつも、安心がまだ消費者に行き渡っていないという実態、そして畜産農家も風評被害に悩むことのないような対応を、みずからとっているその結果だと思っております。農協の調べによりますと、平成 12 年 3 月末、そして平成 14 年の 3 月末の肉牛の飼育頭数、寒河江市でありますけれども、約 90 頭ほど減少しております。12 年 3 月では 681 頭、14 年 3 月末では 592 頭ということで、B S E が出なかったならば、これら飼育頭数につきましては減少はなかったろうと、このように私は思っております。

そのくらい食に対することが直接農家に、その経営に響くというようなあらわれだと思っております。

一番心配されておるものは乳牛関係でありますけれども、本年 5 月現在で家畜共済に入っている乳牛頭数は、寒河江市で 511 頭です。6 歳以上の乳牛は 184 頭おるという数字になっております。飼育農家は 22 戸ということで、現在すべて家畜共済に入っているという実態にあります。

昔は一部家畜共済に入っていなかった乳牛もおった中でありますけれども、B S E の発生とあわせまして全頭共済加入になっているという今の実態であります。6 歳以上の乳牛の割合は、全体からいいますと 36% でありまして、なかなか全頭検査体制になっておりながらも肉牛の取引価格、そして牛乳までも消費量の減退につながりつつあるというような状況にある中であります。

O - 1 5 7 が出たときには、カイワレ大根というような話が出ました。大臣がカイワレ大根を無造作に食べるテレビ報道もあったようであります。統計の数字で山形丸果の市場を通じまして、東北農政局から調べてもらったカイワレ大根の数字を参考的に用います。平成 6 年 O - 1 5 7 が出る前です。1 万 5,048 トン、これが生産販売量でありました。平成 10 年 5,642 トン、3 分の 1 です。そのものが原因でなかった中でありますけれども、そのような風評が出てまいりますと、一斉に消費が減退するということでもあります。肉牛はある程度回復の兆しがありますけれども、今後回復の兆しが順調に伸びればいいんですけども、それでも非常に心配される中であります。

緑政会で過般行政視察に行っていました。京都の東急ホテルでは、「我がホテルはアメリカ産とオーストラリア産の牛肉しかホテルでは出しておりません」、大きくエレベーターに書いてありました。私、がっかりしました。特に私は愛国心を持っている人間でありますので、そして農業をやっていますので、できる限り

国産の消費を、これらをモットーとしておる関係から愕然としました。そのくらい農家というのはマスコミ報道にもろいという一面を持っております。そして、それらの対応もなかなかできない一つの食にあることも事実であります。

よって、先ほど市長が今後トレーサビリティシステムにつきましては、国の動向を見ながら考える必要があるというような答弁をした中でありますけれども、いち早くこのシステムにつきまして寒河江市で取り組んでもらいたい、このように思っております。そして、市長が言う寒河江型農業のともしびが消えないように、前向きに取り組んでほしいものであります。

さらに、6月15日から緑化フェアが開催されますけれども、牛肉の消費宣伝につきましてもできる限りその中に組み入れますように、要望をしたいと思っております。

次に、使用済みプラスチックの再生品のごみ袋使用についてでありますけれども、市長は先ほどはできる限り安い価格のものに発注をするのが原則なんだと。そして、その後に広域でさらに検討したいと、このような話をしたようであります。

平成12年度の廃プラの回収実績は、1市4町、JAさがえ西村山で168.5トンでありました。13年度、寒河江だけで125トンであります。今、さくらんぼのポリエチレンの再利用につきまして、5月30日でありますけれども、再生品をさくらんぼの雨よけに再度利活用するというので、農協でことしから試験をしておるようであります。

私も1棟だけもらってきました、今ハウスの方にかけております。しかしながら、非常に透過率が悪いというような見方をしております。逆から言いますと遮光率が高いと、このようにもなる中であります。なかなかさくらんぼの雨よけを再生して、さらにさくらんぼの雨よけ施設に被覆することにつきましては、相当技術的にも、そして價格的にも大変だなと思っております。

できる限りごみ袋に使っていくような方向の中で、9月にも質問し、市長は前向きに検討されまして、広域の方にも相談なされ、クリーンセンターとも話をしながら対応して、落札までは至らなかった経過がありますけれども、日本一のさくらんぼの里寒河江でありますので、その名にふさわしいような、さらなるリサイクル化を強く望むところであります。

次に、家畜の排せつ物関係でありますけれども、搾乳牛、寒河江で511頭おります。年間1頭の牛がどのくらい排せつするかと調べてみますと、約20トンです。511頭に20トンを掛けますと1万1,000トンという数字が出てきます。私もたまげ驚きました。私でも搾乳3頭最高で飼育したことがありますけれども、年間で1頭から20トン出るなど。これはふん尿合わせてです。20トンです。年間で乳牛だけで1万1,000トン出ますので、それに肥育、肉牛などなど合わせますと相当の量になります。

今、野積みされておる箇所、市長も回ってみますとうまくないなあと、何とかならないのかなあと、このように正直、本心思っておると思っております。すべての市民、そのように思っていると私は思います。今、畜産界でも、そして県の農業技術課、普及センターなども上手な堆肥の使い方ということで、いろいろなパンフレットを出しております、普及啓蒙に本腰をことしから入れておるようであります。

しかし、毎日排せつ物が出ます。今、野積みになっているものに、さらに毎日出てくるわけです。一気に野積みされたものをどこかで、いつの時期か省く必要が私はあると思っております。新たに畜舎のわきに、例えば排せつ物の施設をつくったとしましても、野積みされたものを新しい施設に持ってくる、また新しいものが出てくると、そうなれば倍、何倍となる施設を保有しなければならなくなります。

これは畜産農家みずからの課題だと思っておりますけれども、全体の中でこれらを早急に処理する必要があるという観点から、土地利用型の農業にそれらを生ふんではありますけれども、生ふんでさまざま課題はあると思っておりますけれども、方法としては散布してすぐ耕うんすると、このような手法をとれば私は解決できるのではなからうかと、このように思っております。畜産農家とそれから耕種農家を組み合わせ、転作組合などで十分に

協議なされれば、それこそ花、緑、せせらぎに反しないような、もっと品格のある寒河江市の景観になるのではなからうかと、このように私は思っております。

今、畜産農家に私の同級生もおります。何十頭飼っている酪農家がございます。話をしますと、今回の法律で法律に背いた場合、罰金 50 万円というものも法律に組み入れられております。残すところあと 2 年数カ月だと。どうしたらいいべということ、まず暗中模索、これが今の畜産農家の実態だと思っております。小さいところはやめんべと、残るのは大きい畜産農家だけでしょうと。今すぐ正直やめられないと、どうにかしなければならぬ、という一つの実態にあるようでありますので、ひとつその辺市でも、範囲が広くてなかなか大変だと思えますけれども、ひとつ行政も農協もさらに畜産農家も耕種農家も全員で、全体で取り組む必要があると、このように希望する中であります。

先ほど言った土地利用型の転作面積に施用量大体 1.5 トン掛けますと、約 340 トン一気に処分できると、計算上このようになるようでありますので、ひとつその辺前向きに対応されますようお願いしたいということあります。施設の隣地の同意関係につきましては、あくまでも設置者の個人の問題でありますので、なかなか行政も対応しにくいということもわかりますけれども、なるべく施設化が早急に実現できるような側面的な支援をひとつ希望したいと思っております。市長の方から何か所見あれば、ひとつお答え願えれば幸いです。私はこれで質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申し上げましたけれども、生産増強というよりも今は食品の安全というように方向が向いていかなければならない時代だと。消費者のことを考え、あるいは消費ということを考えた生産ということに、頭を切りかえていかなければならない時代だということになってきております。

過般の B S E の問題があったように、消費者だけではないわけでございまして、大恐慌に陥るのは今度生産者農家が困ってきているわけでございます。それで消費の方に目を向けなければならぬということになる、これはどなたも御了知のことだと思いますし、国の農林水産省の方針も、そういう方向に遅まきながら変わってきたと、このように見ておるわけでございます。

そういう中で寒河江のいわゆるブランド品、さくらんぼを初め、何にしましても寒河江からそういう問題を起こしたくはございませんし、いわゆる産地としての安心感、寒河江のものは何でも安心して食べられる、安全な食品だということになって、これまではそういうふうになってきておりますけれども、そういうことになっていかなければならないなど。なお一層そうになっていかなければならないと思っているわけでございます。本市におきましては、これまでも消費者の安全な食品を求める声にこたえるために、いわゆる減農薬有機栽培米振興事業とか、ブランド農産物の生産振興のため、いろいろ補助事業に積極的に取り組んできたところでございました。これからも安心、高品質な農産物の生産と、そして消費者に信頼される産地づくりを推進していかねばならないと思っております。

そして、地元で生産された新鮮で安心、安全な農産物を、また地元でも消費するというような、いわゆる地産地消にも一層取り組んでいかなければならないと思っております。さくらんぼのみならず、野菜はもちろん果物、それから畜産物にしましても、米、麦、大豆に至るまで、そういう寒河江の安心なブランド品ということに、もっていかなければならないと思っております。

それから、リサイクルの再生品の利用でございますけれども、先ほども申し上げましたように、循環型社会というのは今望まれるのは当然でございますが、何よりもまずごみを出さないこと、第二には使えるものではできるだけ繰り返し使うこと、第三に繰り返し使えないものは資源としてリサイクルすること、それから最後に利用できないごみは、適正に処分するということを基本といたしまして、資源の消費というものを抑制し、環境への負荷が軽減される社会というものをつくっていく必要があると思っております。

そのためには、国も地方公共団体もしっかりでございますけれども、事業者におきまして、あるいは国民一体となって、こういう適切な役割分担を担っていく必要があるかと思っております。 国の取り組みにつきましては先ほど申し上げましたけれども、県におきましては、その取り組みにつきましてはリサイクル製品の認定制度の創設、それからリサイクル共同事業化に向けた調査研究への助成制度などを創設しておるわけでございまして、いわゆる廃棄物の減量化、リサイクル化の基盤づくりというものを図ってきております。

全国市長会におきまして、廃棄物の有効利用に関する技術開発というものを推進いたしまして、リサイクル商品のマーケットの確保を図る施策というものを推進するよう国に要望してきておるところでございます。そんなことを一般的にやっておるわけでございますけれども、再度この使用済みプラスチックなどにつきましては、いろいろ肥料袋、ごみ袋、それからコンテナなどにいろいろ再生品としてはつくられておるわけでございますけれども、全農あたりにおきまして、再資源化されたペレットを原料としまして、肥料袋の加工委託を行うようにという運動もあるように聞いております。

いずれにしましても、農業用の使用済みプラスチックのリサイクル再生品は、排出者であるところの農家の方々もただ排出するだけでなく、率先してリサイクル製品というものを使うような心構えも重要になってくるのではなからうか、求められてくるのではなからうかと思っております。

この率先利用、使用の意識の醸成というようなことを図っていくとともに、これらの利用促進を図る上での、

可能な支援策ということについても考えていかなければならないだろうと思っております。

それから、野積みの問題でございますが、やはりこれは今まで全然手を打たなかったというものではございませんでして、非常に対応が難しいわけでございます。だからといって、今度できましたところの堆肥の処理施設を建設しなさい、つくりなさいといいましても大変な費用がかかりますし、またそういうものを建設する土地の問題ということになりますと、いろいろ隣近所というものの同意がいろいろ出てくるわけでございますから、そんなことからありまして、先ほど申し上げましたように進んでいない状況というのはそういう状況にあるかと思っております。でも、避けて通れない問題でございますから、十分畜産農家の方々とか、あるいは関係機関とも協議の上、十分対応してまいらなければならないと思っております。

これまで先ほどおっしゃいましたように、いろいろな頭数の少ない方もおりますし、頭数を多く飼育している方もございますし、いろいろ頭を悩ませている廃棄物でございます。し尿、ふん尿でございますから、それらを環境面とも十分考慮しながら、そしてまたリサイクルできるように、あるいは田んぼに戻されるような対応というものを、いろいろ考えていこうと思っておりますので、今後とも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 7 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 第 1 日目の最後となりました。

私は日本共産党を代表し、議員活動の中で寄せられる市民の声や要望の中から、保健福祉に関するものに焦点を絞り、市長の考えをお伺いいたします。いずれも市民の切実な声であることに留意され、誠心誠意答弁くださるよう期待いたします。

初めに、国保税案分率の見直しについて伺います。

国保税に関する質問は、これまで幾度となく同僚議員により取り上げられてきました。私たち日本国民は、何らかの医療保険に加入することによって、病気の際にも十分な医療を受けることができます。しかし、今、各種医療保険とも財源不足が深刻化し、保険料の引き上げや医療費の一部負担の引き上げなどが次々に行われ、病気をしても安心して医者にかかることができない状態になりつつあります。

とりわけ国保は、加入者同士の互助制度の性格上、必要な医療費を加入者が負担しなければならず、医療費が増嵩すれば加入者の負担が大きくなるといった性格のものであります。

医療費増嵩の一つの要因として、国の財政負担が減っていることや、老人保健への拠出額が年々ふえていることや、国からの財政負担がない退職者保険がつけられたことも大きな要因として指摘されております。

寒河江市では、平成 9 年に国保税の案分率の見直しが行われましたが、その後医療費の伸びに税収が追いつかず、取り崩す基金も底をついたことから、今議会に国保税案分率の見直しが提案されているところです。

私は、国保運営協議会の一員として議案の審査に加わったのですが、医療分については応能、応益の割合を 5 対 5 の平準化に近づけるとして、13 年度現在の応益割合 38.7%を 46.08%に、応能割を 53.2%に案分する考えです。

この案による医療分の所得割は 6.2%から 6.6%へ 0.4%の増。資産割は 31%から 30%に 1%の減。1 人当たり課税される均等割は 1 万 7,400 円から 2 万 5,300 円に 7,900 円の増。1 軒ごとに課税される平等割は 2 万 2,800 円から 2 万 8,700 円に 5,900 円の増と大幅な引き上げとなります。応益割の比率を高めることは、低所得者層に重い負担となることは否めません。市長は、ことし 3 月の遠藤聖作議員の質問に対し、応益率を 45%から 55%の範囲に見直せば、6 割減額が 7 割に、4 割が 5 割に、さらに新たな 2 割減額の制度が適用になるので、低所得者層に負担がかからず、減額した分の財源は国から補てんされると答えておられます。

しかし、試算表で見ると、今回の案分率の見直しによって、高額所得者で 53 万円の頭打ちになる階層を除いて、全所得階層が大幅な増税になると思われます。

税負担のあり方は、納税者が日常生活を維持できる範囲内にとどめるべきだと思いますが、国保税は税の中でも最も負担感の大きい税と言わざるを得ません。今回の案分率の見直しは、納税者にとって負担限界を超えた大増税になると思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。さらに、この案分率で課税したときに、最も大きな負担がかかるのは、減税の対象にもならず、最高限度額 53 万円の頭打ちにもならない中間所得層ではないかと思っております。このことは 13 年 12 月議会において、高橋勝文議員も指摘しておりますが、所得区分 200 万円の範囲内にある世帯は、2 割軽減に該当するかどうかの境にあり、国保加入世帯の 4 分の 1 を占めております。これらの人たちが税金を払った後で生活費に充てられる金額、可処分所得はどのくらいと見ているのかお伺いいたします。

今回の案分率の見直しでは、新たに 2 割の減額が認められるということですが、これは申請をしなければ受けることができません。知らずにいればせっかくの制度が利用できないこともあります。納税者に周知徹底す

べきと思いますが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

今回の案分率の見直しは、被保険者全員に大きな負担がかかることとなります。このことにより滞納者がさらにふえるのではないかと心配されます。1年間滞納した人からは、医療保険証を取り上げ、資格証明書を交付することになっていますが、これらの人たちが医者にかかったときの医療費は、窓口で全額を支払い、後で役所に申請して自己負担分を受け取ることになっています。

滞納しているために医者にもかかれず病気を悪化させたり、命にかかわる事態になることもあり得ることです。このような事態を避けるため、どのような方法を考えているのかお伺いいたします。

これまで国保についての質問のたびに、日本共産党の議員団は、国保税の減免について市長の見解をただしてまいりました。国保税条例第18条には減免の規定がありますが、失業や倒産などで減免申請をしても、家族の中に社会保険等の加入者がいれば、その人が負担できるのではないかとといった担税力が問われ、ほとんど該当することがありません。

私たちは他市の例なども引き合いに出しながら、減免を認めるべきではないかと申し上げてまいりましたが、市長はいつも制度上の制約や公平、公正の原則からできないということを繰り返すだけで、一向にその垣根を越えようとしません。

国保税条例第18条の減免の条文には、「その他市長が必要と判断したとき」と市長の裁量を認める1項が載っているのです。市長は、この市長の裁量をどのように判断しておられるのか。納税者の立場に立った柔軟な判断と決断で減免に踏み切るべきときだと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、医療費委任払制度についてお伺いいたします。

このことにつきましては、14年3月議会で遠藤聖作議員が質問しております。医療をめぐる情勢は一段と厳しさを増し、今国会においてサラリーマン等の加入する医療保険料の率の引き上げや、医療費負担を2割から3割へ引き上げること、老人医療費の窓口負担を定額制から1割負担にする案が審議されております。

医療現場からは、この法案が通れば、受診を手控えて病状を悪化させる人が多くなるのではないかと心配する声が上がっております。老人医療費が1割負担になれば、入院や手術などの医療費が相当な額に上ると考えられます。

今回の案では、老人医療費の1カ月の支払い上限を住民税非課税世帯で月8,000円、課税世帯で1万2,000円までとしています。入院や手術などで上限を超える医療費が請求された場合、窓口で全額を支払った後に差額は領収書を添えて市役所に申請しなければなりません。

高齢者のみならず大きな手術や長期入院した場合の医療費は大変な額です。給食費や保険に該当しないさまざまな出費など、金策に頭を悩ませなければなりません。医療費の貸付制度があるとはいえ、機動力のない高齢者や病後の人たちにとっては、煩雑で負担を感じるといった声も聞かれます。限度額以上の医療費は、払わなくとも済む窓口委任払制度を、ぜひ市立病院から始めてはどうかと思いますが、市長の考えを伺います。次に、乳幼児医療費無料化の所得制限の撤廃についてお伺いいたします。

乳幼児医療費を就学前まで無料にしてほしい、所得制限をなくしてほしい、そんな親たちの切実な声に、これまで各自治体は県の制度に上乗せするなど独自の取り組みをしてきました。私もこれまで何度も質問に立ち、改善を求めてきたところです。寒河江市でも徐々にではありますが、年齢引き上げなどの改善が行われてきました。

少子化が進む中、国、地方挙げて子育てしやすい環境をつくることは緊急の課題です。昨年山形県は、国に先駆けて乳幼児医療無料化の年齢を、就学前まで引き上げることを発表しました。このことは画期的なことであり、子供を持つ親たちにとっては大変な朗報です。

ところで、この制度には年間所得が330万円以下の世帯という制限がついております。この制限を外し、子供たちが差別なく医療を受けられるようにすべきだと思いますが、市長はどのように考えておられるか伺い

ます。

次に、紙おむつ支給制度のあり方についてお伺いいたします。

在宅で寝たきりの高齢者を介護している家庭にとって、紙おむつの支給は本当にありがたい制度です。よそから引っ越してこられた方が、紙おむつをもらえるようになってありがたいと言っているのを聞きました。当初紙おむつの支給は、所得制限があり、生計中心者の所得税が10万円未満の世帯に限り現物で支給されておりました。

しかし、それに該当しない人たちからは不満の声が上がり、所得制限を外して皆に支給してほしいとの要望が寄せられていました。私は所得制限を外すことについて、何度も市長の見解をただしてきたところですが、平成12年介護保険制度が実施されるのに伴って、寒河江市の独自事業として、生計中心者の所得税が10万円未満の世帯には8,000円相当分を、それに該当しない人には4,000円相当分を支給することになりました。所得によって2段階に分かれるものの、全員が受けられるようになったことを寝たきりの方を介護する家族は喜んでおりました。

ところが、ことし4月から所得税10万円未満の考え方が、生計中心者の所得税から家族合計の所得税に変更になったことを知りました。このことによって8,000円分受けられた家庭が4,000円に減額される家庭も出てきています。生計中心者の所得税から家族合計の所得税に変更した理由は何なのか、直ちに生計中心者の所得税に戻すべきだと考えますが、市長の考え方をお伺いいたします。

また、紙おむつ支給の方法も、登録した薬局から前もって予約しておいた紙おむつをもらってくる方法になっているようですが、介護者からは自分の欲しい商品が市の登録商品になっていないことや、途中で商品を変更したい場合など、縛りが厳しくて変更できないなど、利用方法に対する不満が聞かれます。せっかくの制度ですから、利用者が喜んで有効に利用できるよう利用方法を改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市長の誠意ある答弁を求めて第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、国民健康保険税の案分率のことでございます。

国民健康保険は、疾病、負傷等の場合の保険給付を被保険者全体で支える相互扶助制度でございます。国民健康保険税は、その事業に充てる目的税でございます。

国民健康保険税の課税につきましては、被保険者だれでもが同じ給付を受けることになるので、公平な負担を求めるとされており、国及び県より応能、応能というのは御案内のように所得割、資産割、それから応益、均等割、平等割、その割合を 50 対 50 に近づける賦課割合の平準化を図るよう指導されているところでございます。

低所得世帯に対して行う軽減につきましては、応益割合が 45%以上 55%未満になりますと、軽減割合が 6 割から 7 割に、4 割から 5 割にと高くなり、さらに 33 万円に被保険者数に 35 万円を乗じた額を加えた金額以下の所得の世帯が、新たに 2 割軽減の対象となります。御案内のとおりでございます。

その軽減された額につきましては、保険基盤安定繰入金といたしまして国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 負担することになりますので、軽減額が増加すればそれに伴い国民健康保険税にかわって公費負担に財源を求めるとなり、被保険者にとってより有利な制度であると考えております。

低所得者層につきましては、賦課割合の平準化を図ることにより、軽減割合及び対象世帯がふえ軽減額が増加しますし、軽減制度に該当しない中間所得者層につきましても、全体的に国民健康保険税の必要額が下がることにより、負担増が抑制されることとなります。御理解いただきたいと思っております。

このようなことから案分率の改正に当たっては、国民健康保険税の賦課総額の抑制、低所得者層への配慮をもとに、応益割合を 45%以上として 7 割、5 割、2 割の軽減額と、それに伴う保険基盤安定繰入金を見込みながら、国民健康保険税の必要総額を確保するためシミュレーションを行ってきたところでございます。

その中で医療分の案分率は、所得割 6.6%、資産割 30.0%、均等割 2 万 5,300 円、平等割 2 万 8,700 円が最も妥当な案分率と考えており、応益割合は 46%となるものでございます。軽減される被保険者は 5,513 人で約 37%、世帯は 2,675 世帯で約 40%が該当することになり、1 億 2,000 万円の軽減が見込まれるところでございます。その軽減額のうち、国民健康保険税にかわる財源として見込まれる保険基盤安定繰入金は 5,400 万円の増額が見込まれることになるわけです。

この辺のことにつきましては、議員は国保審議会の委員でございますから十分御承知の上でございます。そしてまた、審議会の方からも同意をちょうだいして本議会に条例の改正案を提案しておるところでございます。

それから、可処分所得との話が出てきました。国民健康保険税の賦課につきましては、担税力に応じて課税する所得割及び資産割と、それから被保険者として受ける利益に対して課税する均等割及び平等割により算出しており、その案分率につきましては保険税条例で定めているところでございます。所得割の賦課につきましては、本人が申告した所得に基づいた課税標準額に対して行うものであり、可処分所得というものを考慮した国税の算出方法にはなっておりませんので、これもまた御理解いただきたいと思っております。

それから、2 割減免の申請等につきましてはの質問もございましたが、2 割軽減につきましては、該当すると見込まれる世帯に、6 月中に軽減制度の説明とともに申請書を同封し、個々に通知してまいりたいと考えております。また、市報でも広く周知してまいる考えでございます。

それから、滞納者に対する措置につきましてはの御質問がございました。現在、短期保険証を 24 件、資格証明書 29 件交付しております。この措置に至るまでには、督促状、催告書の送付はもとより、納税相談や指導、さらには夜間徴収というものを実施しまして、滞納にならないよう努めたところでございます。

資格証明書の交付につきましては、納税相談を受けようとせず、かつ納税指導に全く応じない場合や、約束した納付を履行しない場合など、悪質な滞納者を対象にしているところであり、現在交付している方はほとんどが連絡もとれない方となっております。そういう方が診療を受けた場合には、医療機関の窓口で診療費の全額を支払っていただき、その領収書を添えて特別療養費として申請していただき、保険給付相当額が償還払いされることになるわけでございます。

それから、減免のことについての御質問もございました。国民健康保険税につきましては、世帯主を納税義務者とし、被保険者である世帯についてのみ課税対象として算定しております。

納税義務者または被保険者が、一つには公私の扶助を受けているとき、二つにはその年の所得が皆無及びこれに準ずるとみなされるとき、三つ目には災害を受けたときの、いずれかの理由で減免申請がなされたときは、国民健康保険税条例等の定めにより対応しているところでございます。

国民健康保険税課税世帯に他の保険の加入者がいる場合ですが、他保加入者の所得に関しては課税の算出基礎には含まれていないことは申し上げたとおりでございます。しかしながら、国保の被保険者のいる世帯の世帯主は、他保加入者であっても国保の納税義務者となります。これは保険給付を受ける方に対する個人課税主義をとると、高齢者、乳児等の所得のない方に対しても課税することになってしまうため、世帯主に課税するということとされておるわけございまして、被保険者が受ける保険給付も経済効果が世帯全員に及ぶことから、世帯課税主義となっているところでございます。したがって、担税力の判断においても、世帯全員について考慮すべきものと解しておるところでございます。

次に、高額療養費の委任払いについてでございます。高額療養費は、所得や医療費によって自己負担限度額が異なりますが、その自己負担限度額を超えた分を支給する制度でございまして、原則として支払った医療費に対して現金給付する制度であります。

しかしながら、高額療養費の支給はレセプト点検等のため、2カ月後となることから、支給を受けるまでの間、当該医療費を支払うための資金として、支給見込み額の9割を貸し付けする高額療養費の貸し付け制度がある、これは御案内のとおりかと思えます。

この制度を利用した手続の流れは、病院からの請求書により貸し付け申請し、貸し付けを受け、貸付金に自己負担金などをプラスして医療費を支払い、その領収書により高額療養費の支給を申請し、残りの1割相当額の支給を受けることになり、市の窓口や金融機関に足を運ばなければならないということで、煩わしく思われるのは理解できるところではございます。

貸付金の委任払いを行っている例を見ますと、貸付金の受領の部分だけ委任するものでございまして、医療費の支払いを銀行でも行える現状では、被保険者にとって余りメリットはないのではないかと考えており、制度上可能な範囲内でもっとベターな実施方法はないものかと考えておるところでございます。

このようなことで、高額療養費の委任払いにつきましては、受診機関が広域化している中で、その実施方法などについて今後十分検討してまいりたいと思っております。

次に、乳幼児の医療費の無料化の所得制限の撤廃ということでございます。お答えいたします。

対象年齢につきましては、御案内のように昨年7月に満3歳未満児までから就学前児童までに引き上げられており、本市におきましても実施しているところでございます。本市の平成13年度末現在の乳幼児医療証交付状況は、2歳児までが841人で交付割合が69%、3歳児以上が824人で51%、総計では1,665人で交付割合は59%になっております。

国では、医療制度改革の一つとして、ことしの10月から3歳未満児の保険給付率を7割から8割に改正する予定となっているところであり、この改正により県の負担が緩和されることとなりますので、これを機会に所得制限の緩和について、現在の330万円からの引き上げを県に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、紙おむつのことですが、この支給につきましては、常時失禁状態にある寝たきりまたは痴呆性高齢者及び心身に障害のある方が、清潔で心地よい生活を営むことを援助するため、昭和60年から実施しているもので、平成12年度には所得制限を撤廃し、支給品目をふやすとともに支給方法を変更するなど、内容を改善したものでございます。所得制限が撤廃されたことや、受給手続きが簡略化されたことにより、受給者からは大変喜ばれ、受給者数も大幅に増加し、平成13年度は月平均275名の方々に支給しております。

今年度において、支給枚数の区分を生計中心者の所得税額から世帯合算の所得税額に変更したのはなぜかというお尋ねでございますけれども、御案内のように生計中心者の所得税が10万円未満の場合に、1カ月当たり8,000円分を支給し、10万円以上の場合は1カ月当たり4,000円分を支給してまいりましたが、生計中心者の所得によって支給枚数が異なっているため、世帯単位で考えた場合、所得の多い世帯が多くの枚数を支給され、所得の少ない世帯が少ない枚数の支給となる場合があります。

このことから、世帯の負担能力に応じて公平性を確保するため、このたび世帯全員の所得を合算した額で区分することに見直ししたものでございます。

このことによりまして支給枚数が減少しサービス低下したのではないかとということですが、平成13年度における支給状況を1カ月平均の受給者で見ますと、217名が8,000円分の受給者で、58名が4,000円分の受給者でありました。このうち必要枚数が少なく、8,000円満額分を受給しない方も相当数おられ、4,000円未満の受給者も10%程度おられます。隔月受給とか、毎月受給しない方もおります。見直し後の受給者数との比較については、今年度になりまして1カ月経過しただけでありまして、また死亡や入退院等もありますので、単純に比較はできないものと考えております。

それから、年度途中で希望する種類が変わった場合など、支給券に記載されていない種類のものでも、申し出があれば希望するおむつが支給されるようにというような話もありましたが、具体的な支給に関しては、支給申請時に多くの種類の中から希望する種類のおむつ及び受領する薬局等、販売店を申し出ただき、これを販売店ごとに集計し、各申請者の必要なもの及び枚数を準備していただいております。これは販売店において種類ごとの年間必要枚数がある程度把握して、不要な在庫をなくすことなどにより、安価に提供していただくためのものでございます。

支給するおむつについてメーカーや品目を指定しておりますが、これは契約に必要なためであり、品目を限定するためのものではございません。これまで支給実績から見て、希望された種類のおむつすべてが準備されるよう、販売店組合と契約しているところでございます。そのため着用タイプや大きさなど種類が多くなっており、販売されているすべてを網羅してはおりませんが、ほとんどの希望を満たしていると考えております。

希望するおむつの支給を断られたというようなことがありますということですが、受給券に記載されていないものは、支給対象品にならないということでお断りしたのではないかと考えております。品目の変更については、担当課に当初の申請時の変更を申し出て相談していただければ、販売店と協議し、可能な限り希望に沿えるよう努めてまいりたいと。そのようなことをしまして、紙おむつの支給につきましても万全を期してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後3時20分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第 1 問に市長からお答えをいただいたわけですが、案分率の改定の件で、私は大增税になるのではないかと申し上げましたが、市長の方からは 6 割軽減が 7 割、4 割が 5 割、さらに 2 割の軽減が新たに出るので、これは低所得者に対して配慮がなされているんだというようなことがありました。

しかし、6 割が 7 割、4 割が 5 割に軽減されたとしても、同じ所得階層、200 万円あるいは 1,000 万円、軽減になる所帯ですね、4 割軽減、6 割軽減に該当する世帯であっても、1 割ずつ軽減の率が高くなったとしても、13 年度の税額よりは高くなっていると。増税になっているわけです。

しかも、先ほど市長は国保税加入者の世帯の約 40% が軽減に値するんだということをおっしゃいましたけれども、この 40% もの世帯が軽減になること自体が、これは余りにも高過ぎる国保税だということを証明しているのではないかと私は思うんです。ですから、今これが案分率が改定されて、当分の間この税額で間に合うかもしれませんけれども、医療費がまたかかるようになったとなれば、財源が足りなくなったということで、また案分率の見直しということが出てくると思うんです。

ですから、これは医療費が足りなくなれば、また値上げ、また値上げということで際限なく値上げを続けなければならない、そういう制度だというふうに思うんです。ですから、もうこれは国民の命と健康を守るという自治体、あるいは国に課せられている義務さえもどこかに置き去りにする大変なおかしな制度だというふうに私は思うのですが、市長はこの点についてどのようにお考えになるかお答えいただきたいと思います。

また、制度上自治体独自としてはどうすることもできないという縛りがあることも私はわかりますけれども、ですけれどもやはり寒河江市独自としてやれること、市長の裁量でできること、そういうことはやはり英断をもってやっていくべきではないかというふうに考えているところです。

一番改革、改善をしなければならないことは、これまでに国が負担していた 45% の国税をつぎ込む、45% の負担がだんだん引き下げられている、今ではもう 37% ぐらいまでに減っていると、ここを改革していかなければこの悪循環は繰り返されるのではないかというふうに思います。ですから、国に対してこういう制度の抜本的な見直しをさせていくということ、それが一番大切だというふうに思いますけれども、その点いかがお考えかお尋ねをしたいと思います。

それから、所得区分 200 万円の世帯の可処分所得、この税を納めた後の生活費に回せるお金がどれくらいあるのかということをお尋ねしたんですが、国保税の場合はこの可処分所得に課税するのでないからわからないというようなお答えだったと思います。ですけれども、これがこの国保税の欠陥ではないかと私は思うんです。可処分所得というのは、家計のためにどれくらいのお金を使えるかということだと思っただけですけれども、そのことも関係なく足りなくなれば課税をするということですから、本当に生活保護ぎりぎりの家庭、それ以下の家庭までもこの国保税の重税がのしかかってくるという制度だというふうに思います。

それから、2 割減免の周知徹底についてということでは、納付書を渡すときに軽減になる世帯であるということを知ってあるということですので、これは徹底していただきたいと思います。200 万円の世帯の中でも 2 割軽減に該当するところとしないところと、非常に微妙なところが、すれすれのところがありまして、軽減をされる世帯ではよほど恩恵を受けるわけですが、軽減されない世帯というのは非常に重圧感を感じると、増税感を感じるというところでありますので、このところを知らないで軽減の申請をしなかったということがないように周知をしていただきたいと思います。

それから、滞納者への対応についてはただいまお聞きしました。本当に悪質な人も中にはいるんだと思っただけですけれども、短期医療証を給付されている方、そういう方が病気になって医者にかかれなかったというようなことのないように、指導そしていろいろな援助をしていただきたいというふうに思います。

それから、減免のことについて、このことは以前にも何回もこの議場で市長と話をしたと思うんですけども、今回はこういう不景気の時代に、私たちの周囲でもリストラをされたとか、企業倒産をしたとか、そういう方が非常に多くなっているわけです。ですから、景気が上向いているときであって、事業や仕事が継続してできていたという時代であれば、税金をそれなりに払っていた家庭も、一たんそういう仕事がなくなったというふうになりますと、これは国保税は前年度の所得に課税されているわけですから、非常に税負担が重くなるというふうに思います。ですから、払いたいと思っても払えない家庭が出てくるということは当然のことだと思います。

国民健康保険税の条例第 18 条には、当該年度において所得が皆無となった者とか、それに該当する者が申請をすれば、減税の対象になるんだというようなことが載っているわけですが、事業不振または失業等の理由により、その年の所得が皆無またはそれと同等とみなされる者というようなことがありまして、3分の1以下の減少、2分の1以下の減少、3分の2以下の減少というような項目がありまして、それに該当する家庭においては減免の条件があるというふうに私は思うのですが、これは納期限の7日前まで申請をすれば、それに見合っていれば減免できるということだというふうに思うのですが、この件に他保加入者の担税力が見られるというふうなことであれば、他保加入者というのは、自分も別の保険に入っているわけですし、その人たちの収入も当て込むというのは、これは制度上おかしいのではないかと思うのです。ですから、この減免の規定はリストラとか、あるいは倒産した人の場合でも当てはまるのではないかというふうに思うのですが、もう一度ここをお聞きしたいというふうに思います。

それから、委任払い制度ですね、市長の答弁がちょっと私理解できないところがあったんですが、私が考えるのは、例えば最高限度額以上の医療費が請求された場合には、それを一たん窓口で支払わなければならないというふうに今なっているわけですね。

ですけれども、これを委任払い制度にすれば、例えば一般の国保の加入者であれば、6万3,600円の高額医療費、それを払えば、あとの分かった分はその窓口で委任をして支払ってもらえると、そういう制度にすべきではないかというふうに私は申し上げたわけです。そのオーバーした分というのは、2カ月後に医療機関に入るということですので、2カ月医療機関に待ってもらえれば確実にそのお金は入ってくるというふうに思います。

ですから、殊にことしの10月からは高齢者の方の医療費が1割負担になるわけですね。そうしますと、お年寄りの方で入院をしたあるいは手術をしたというときに、限度額以上の医療費を窓口で払わなければならないとなった場合、そのお金を一時用立てしなければならないわけです。その金策もありますし、またそのオーバーした分を元に戻してもらうにも、また領収書を持って役所に行ってそのお金をもらわなければならないという、非常にお年寄りにとっては煩雑な事務があるわけです。

ですから、そういう煩わしさを解消するという意味からも、この委任払い制度を何とか、寒河江市立病院あたりにできないのかということです。この委任払いに該当するというのは、普通個人の開業医あたりに通っていて1カ月限度額を超えるような治療費とか、医療費を払うということはめったにないというふうに思います。ですから、ある程度の入院期間、入院の施設のある病院は、こういう窓口で一たん立てかえ払いをしなければならないと思いますけれども、そういう病院というのは、寒河江市内には市立病院ほか二、三の病院ぐらいしかないのではないかと思うんです。ですから、とりあえずまずは市立病院から始めてはどうかという考え方を私は持っているところです。

それから、乳幼児医療費無料化の所得制限撤廃について、これもことしの10月から満3歳未満の方の医療費が2割になるというので、それにあわせて県の方に所得制限の緩和を要望していきたいという市長の答弁だったようですが、もちろん県の方に要望していただくことも非常に大切なことですが、寒河江市独自でもこの緩和というものはできるのではないかというふうに思うわけです。

2歳までの人は県の制度に該当しなくても2割負担で済むと。しかし、3歳以上の乳幼児は3割負担になるわけですね。ですから、そこで2歳と3歳の間では1割の開きが出てくるということになるわけですので、ぜひこの所得制限の緩和ということを考えていただきたいと思いますが、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、紙おむつの支給制度についてですけれども、これは家族合計の所得であれば、今までは家計中心の方の所得税で見ていたが、家計中心の方と家族合計の場合とで開きが出るというふうなお話だったのかなと思いますけれども、高齢者を見ているというのは家にいらっしゃる奥さんとかばあちゃんとか、そういう方が主に見ているというふうに思うんですが、家族の方というのはそんなに家に何か仕事をしないでいる方以外には、そのうちのお母さんとかばあちゃんとか、そういう方に限られてくるのではないかなと思うんです。ですから、これは今までのように家計中心者の所得税で見ていただきたいということなんです。

もし、それで支給された枚数が使われなくて返すというふうなことがあっても、それはそれでいいのではないかなと思うんですね。それ以上に必要としている人がいると思いますので、必要としている方が少なくされるというのは、大変これはつらいことだと思います。多くて返すというのは何も問題がないわけです。ですから、ぜひこれは今までどおりに変更していただきたいということをお願いいたします。

それから、おむつの希望するものがもらえないということなんですけれども、大概のものは市の指定商品になっているんだということを市長はおっしゃいましたけれども、私がお話を聞きました限りでは、自分がこういうものが欲しいんだというふうに薬局に言ったんだそうですけれども、それが市の指定になっていないからダメだということで断られたということでした。ですから、希望するものが指定に入るような配慮をしていただきたいというふうに思うんです。

薬局の方でもいろいろな種類があるものですから、それを全部指定にされるということも、その在庫を抱えておかなければならないというふうなこともあって大変だと思いますけれども、希望されたものぐらいは指定商品に入れるというふうな柔軟な考え方をしていただきたいと、それは薬局の方ともいろいろ話をさせていただいて、そういうときには役所に電話をするなり、そういうことで利用する人がせっかく利用券をもらいながら利用できないと、希望するものがないというふうなことがないような方法に変えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 問の質問のまた繰り返しの質問のようでございますので、私もまた同じようなお答えになるかと思えますけれども、せっかくでございますから答弁いたします。

国民健康保険税は先ほど申し上げましたように目的税なわけでございます。ですから、必要な額というものは税として確保しなければならないわけで、そういう中でなるべく個人負担を少なくして、そしてまた税全体の額を減らしていくかというようなことで頭を悩ますわけでございますし、また一方いかに公平な負担を求めるかというようなことも頭に入れて、この制度というものを動かしていかなければならないわけでございます。

ですから、この応能と応益の 50 対 50 に近づけるといことによりまして、賦課割合の平準化を図るところで、国からの助成ということもあるわけでございますし、これをうまく活用して、そうすることによってこの軽減分というのは国からももらえるわけでございますから、そうしますれば全体としての税の軽減も図れるということと、また低所得者の階層の負担軽減ということになるわけでございますから、ですから、今回の案分率の見直ししたところの考え方は、そういう考え方から来ておるわけでございますので、これは十分議員も御存じのことかと思えます。

先ほど申し上げましたように、いろいろなシミュレーションをやりました。どういことがいいかなと。そして、今言ったようなことに落ちついたわけございまして、この辺のことは国保の審議会において、担当の方から十分お話を申し上げたつもりでございます。それで、保険基盤安定繰入金から 5,400 万円ほど増額が見込まれるわけでございますから、その分国保税が 5,400 万円減額できるということでございまして、総体としましてもそのように、あるいは低所得者層につきましても軽減できるような今回の措置をとったということでございます。

それから、低所得者層の 7 割軽減、それから 5 割軽減、2 割軽減のこの辺の所得階層との関連でございますけれども、この辺も十分考慮していろいろシミュレーションしたところございまして、そして最もこの辺ならば低所得者層も軽減もなりますし、今回のような見直しによるところの税額のアップにはなるべく少なくおさめられるだろうと、このようにしたところございまして。

それから、税の軽減の市長の裁量のことの話もあったわけでございますけれども、これは既に御案内かと思えますけれども、条例に任せておるわけで、規則で十分細部まで定めておりまして、ほとんどの細かいところまで軽減できる分につきまして規則で定めておりますので、まず市長の裁量の範囲というのはほとんどないと、ほとんど限定されていると、ないと言ってもいいようなものだと思っております。

それから、可処分所得のことにつきましては、これはやはり制度の問題でございまして、可処分所得で税を賦課するとかしないとか、こういうことはないと思います。これは制度上の問題でございまして、いかんともしがたいわけでございます。

それから、委任払いのことでございますか、御案内のように先ほども答弁申し上げましたように、貸し付けの委任払いの例というのは、これはまず 1 市ぐらいしかないとは記憶しておりますけれども、余りメリットはないというふうに見ておりまして、それで今いろいろ検討しておるのは、現在のやり方が 2 段階に行っているわけで、1 回目に足を運ぶのは貸し付けのときとか、それから 2 回が精算等残りを支払うとか、これを 1 回にできないかということのいろいろ検討しておるわけございまして、おっしゃられましたように、診療した月から精算になるのは 2 カ月後でございまして、医療費が確定するのは 2 カ月後でございまして、その時点で高額の金額を、市が医療機関とうまく連携をとるようできないものかなというようなことを、そしてそれが委任払いのメリットが出るようなことにならないものか、ということは今検討しているさなかでございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、乳幼児の所得の問題でございまして、これは御案内のように以前は対象年齢の拡大ということと、

所得制限の撤廃というものを要望あったわけでございまして、昨年7月から対象年齢の拡大ということに改めましたので、これからは所得制限の撤廃ということでの御質問かと思うわけでございまして、これにつきましても先ほど申し上げましたように、3歳児未満の保険給付が7割から8割に改正される予定になっておるわけでございまして、そうしますと県の負担が緩和されるその分だけ所得制限の方の緩和に回せるのではないかと、回していただきたいものだなと思っておるわけでございまして、これは県と市とも関係してくるわけでございまして、ですけれども県がやるかやらないかということになるわけでございまして、今県に要望しているということでございまして。

それから、紙おむつでございまして、これも先ほども説明申し上げましたとおりでございまして、昨年度までは生計中心者の所得税額で判断しておったわけでございまして、10万円と。これを世帯全員の所得税の合算額で10万円というふうにしようとするわけでございましてけれども、これまでの方式ですと逆転することがあるわけでございまして、そういうことのないように公平を期して今回のような考え方にしたということでございまして。

それから、希望する方についてというような話でございましてけれども、すべてということがございましたけれども、1問でも答弁申し上げましたように、なるべく安く紙おむつ利用者に提供できるようにということで、市と業者の方で契約しておりまして、ですから提供する業界の方も当初予定したタイプのものを、当初予定された数量だけをまず確保しておくということなわけでございまして、ですから、これを変更しようとする場合には、市の担当の方に申し出いただければ、その御希望に沿えるようにいろいろ販売店の方と連絡をとりながらやっっていこうと。ですけれども、急に言われてもその辺のところのやりくりがつかない場合は、希望のものがもらえなかったというようなことになるのかなと思っておりますけれども、なるべく早く事前に連絡すれば、できるだけことはしていこうという態度で臨んでおるところでございまして。

以上でございまして。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 市長は今回の案分率の見直しについて、私も国保の審議委員になっているので、十分審議してきたはずではないかと、わかっているはずではないかということをおっしゃいましたけれども、このシミュレーションについていろいろ苦勞をしながら、今の税額にあわせるためにどうしたらいいかということを試算してこられたということは十分わかります。ですから、この件について寒河江市がどうのこうのというつもりはありませんけれども、私は医療費がかかればかかったように、また住民負担をどんどんふやしていくのがこの国保税ではないかと、このような税はもう破綻しているのではないかと、考え方としておかしいのではないかと、ということをお聞きしたわけです。

これは可処分所得に課税するのではないというようなことをおっしゃいましたように、住民がどのような生活状態になるかということなんかは一向にお構いなしに、税金が必要なんだから納めてもらわなければいけないというような、そういう課税の方法だというふうに私は思うんです。ですから、そういうことについて市長はこの国保税についてどういうふう考えているのかということをお聞きしたわけです。

ですから、国の方にこの制度を改めさせるような働きかけをすると同時に、寒河江市でも今非常にリストラや失業なんかで困っている人がいるということをお聞きしたわけですから、その実態を市長はどのようにつかんでおられるのか、私たちの身の周りには毎日のようにリストラをされた、倒産をしたというふうな話が聞こえてくるわけですから、その人たちが税金を納められなくて困っているというような状態から、何とかこの 18 条に規定してある減免の条例を有効に使えないものかということをお聞きしたわけですから、私は市長にその市長の裁量権があるのではないかと、ということをお聞きしたわけです。

せっかくこの 18 条の条例がありながら、これまでこれに該当した人がどれくらいいるんですか。これは本当に仏つくって魂入れずということわざに当てはまるんじゃないですか。これを減免の条例が本当に生きるように、市長の裁量権で実際にやっているところもあるんです。そういうところを見習って、今のこの状態を何とか市民のこの苦しみを取り除いていくという立場に立っていただきたいと私は申し上げているところです。

それから、医療費が高くなるので保険税も上げざるを得ないというようなことが根底にはあるんだと思いますけれども、これは 4 月 7 日の朝日新聞に出ていたんですけれども、「医療改革、長野モデルを全国に」という記事で載っておりました。長野県は平均寿命では全国で男性が 1 位、女性が 4 位という非常に長寿県であるんですね。それでいて医療費は全国で最も低いと、こういう県だということなんです。

それにはどういうことをやっているかということ、やはり高齢者が健康で長生きできるような施策をとっているということですね。ですから、地域密着型の疾病の予防と早期発見、そういうものに努めているんだということがこの記事の中には出ておりました。

その他診療報酬の引き下げで医療機関も大変困難になっているので、年金生活者なんかが大変になるのではないかと、ということも中に書いてありますけれども、そういうことで市独自でできること、なるべく健康で長生きできるような長寿社会をつくっていくと、そういうことをこの長野モデルを全国に発信しようということで、この記事が書いてあるわけですから、私もこれはぜひ行って勉強してきたいなというふうに思っております。

ですから、こういう先進的なところにぜひ市の職員も派遣をして、なるべく医療費をふやさないで、健康な長寿社会をつくるような取り組みを寒河江市でもやっていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これは何回も申し上げますように、制度としてできている部分があるわけでございますから、この辺につきましては制度自体を変えなければならないという場合につきましては、これまでも国に対して要望してきておるところでございます。

国保財政制度が非常に厳しいという地方公共団体もあるわけでございますから、寒河江市はこういう一応運営しているわけでございますけれども、非常に厳しい団体もあるわけございまして、そういう声も含めて国に対して全国市長会等々を通じまして、制度の改正等々については要望しているところでございます。

そしてまた、実際の運用に当たりましては、先ほどから申し上げたような点というものを十分考慮しながら、そして運用の実を上げるようにと思っておりますところでございます。

以上です。

平成 14 年 6 月第 2 回定例会

散 会 午後 3 時 5 6 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。